

令和6年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和6年3月6日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年3月6日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 徳弘 美津子 君 (1) 自治公民館について
(2) 図書館指定管理
- 2 三原 明美 君 (1) 川南町の臭い問題
(2) 中学校の通学路
(3) 川南町の教育
(4) トロン商店街
(5) 地震対策
- 3 乙津 弘子 君 (1) 役場の守秘義務について
(2) 役場の事務の見直し、そしてレベルアップを望む
(3) 役場の町民対応について
(4) 脱炭素社会アンケートについて
(5) みんなの学校
- 4 河野 禎明 君 (1) 小学校生徒数の減少について
(2) サーフィンセンターの改修計画について
(3) 公共施設の利用
- 5 田中 宏政 君 (1) 小中学校の学力向上について
(2) 農業振興について
(3) 保育園一時預かり事業補助金返還について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	副町長	河野 秀二 君	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	甲 斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	大山 幸男 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して、拍手、その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。また、写真・動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願い申し上げます。

ただいま、総務課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○総務課長（小嶋 哲也君） おはようございます。昨日の私の答弁の中で、認識の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

中村議員からの一般質問において、弁護士から失格になっていないと答弁いたしましたけれども、確認しましたところ、弁護士からは、失格を撤回するかどうかは町が判断することと言われていました。失格とした手続に大きな不備があることイコール失格ではないと認識してしまっていたため、このような答弁となってしまいました。おわびして訂正いたします。

○議長（河野 浩一君） 日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、5日に引き続き、順次発言を許します。

念のため、申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順とします。

まず、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） おはようございます。通告書に基づき、一般質問いたします。

大変申し訳ありません。質問事項の自治公民館については、町長の見解を伺うことが多くあること、館長手当については当初予算に絡むことなので、質問事項1については、今回は見送ります。誠に申し訳ありません。

図書館指定管理について、いくつか質問いたします。

昨日、3名の同僚議員が致しましたが、ダブって伺うこともあるかと思いますが、ぜひお答えください。

2月5日の臨時議会で、この件については可決し、決定に向け引継ぎをされていると聞きます。臨時議会でも議長可決により決定し、議会が二分しました。臨時議会での賛成討論を見ると、「大変よかった」、「図書流通センター——以下、TRCと言わせていただきますが——では、宝の持ち腐れにしないためにも、変えようではありませんか」、「——さんの評判がいい。非常に人柄がいい」、「TRCの変なうわさで不透明な部分がある」、「地元を受皿ができつつあるなら、地元やらせてもいい」、「TRCでは温かいゆっくりした図書館をつくってもらえない」と、TRCではなく、実績も全くないフロンティアネットワークに任せたいというようなことを言われています。待ち望んでいた、切望していた結果

のように見受けられました。

全国で550もの図書館を受けているTRCが職員の対応など否定され、おまけにちゃんと書類の提出もされているのに、副町長が瑕疵を認めているのに、こんな不正ではなく手違いだったで済まそうとしている。お粗末な顛末で失格というレッテルを貼られることは、怒りを越えて川南町に対して失望されることが町の損失です。今回のTRCを失格し、川南フロンティアネットワークに決定することへの議案は間違いだったと言えませんか。

傍聴された方々や議会報告会の御意見の中には、なぜ決定したことをいつまでも質問するのかと言われる方がいらっしゃいます。昨日の同僚議員の質問でお分かりのように、明らかに不正で成り立つ契約です。今回の一連の動きが今後3年間を仕切る東町長の町政運営のやり方では、川南は困るのです。

今回の副町長の一連の動きは、行政に携わる方々への信頼を揺らぐものです。新聞にも取り上げられ、真面目に業務をこなしている職員はもとより、元OB職員や川南居住の住民は、この顛末を知った町内外の方々に様々な声をかけられていると聞きます。こんなことが当たり前に行われ、何でも通る町政になりかねないから質問をするのです。

副町長は、私が35年ほど前に臨時職のときにお世話になった耕地課におられ、とても真面目に仕事をされ、上司を思い、いろいろ教わったことがあります。しかし、今回、副町長となられ、どうしたのと思うくらい様相が変わられたのが非常に残念に思っています。この数十年で何があったんだろうと思っています。行政マンとして誇りを持っていたのか、残念です。

これまでの一般質問でも、「PLATZ（ぷらっつ）」に対する町長の考えが、管理者として変えることもあるような発言がありました。この図書館のように、あり得ないことを失態として管理者から外し、誰か知りませんが、管理者をまたつくりたいと考えているのではないかと疑ってしまいます。これらのこと、副町長、町長も一緒に決定していたことは、町民に対してどのようなお気持ちかお聞かせください。

以下は質問席で致します。

では、質問です。

臨時議会で決定したサンA文化ホール・図書館の指定管理の決定について、現在の進捗状況を伺います。

昨日、同僚議員がいろいろ質問しましたが、ダブることがありましても、ぜひお答えください。

まず、職員の確保ですが、館長以外のチーフなど5名の確保、また、図書館員、文化ホール図書館補助職員5名の司書資格者の確保はできているのか。4月まで一月を切りましたが、円滑にできそうか確認していますか。お答えください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現在の進捗状況ですけど、議会の議決を受け、教育委員会が指定管理者の指定につ

いて告示を行っております。現在、基本協定の締結の準備を行っているところであります。また、現指定管理者と新指定管理者の間で引継ぎの作業は進められていると認識しております。

それから、新しく指定管理者になられるところが人員の確保等を提案書、提出された書類どおり進められているかどうかですけど、私どもでは、昨日も御答弁させていただいたように、人員の確保の状況についてはまだ把握をしておりません。ただし、提出された書類どおりに実行されなければならないものと認識しておりますので、今後、確認をしていきたいというふうに思っております。

（ 最終日の冒頭、教育課長より質問に対する報告あり ）

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 職員の確保については、昨日も同僚議員が申したと思うんですけど、ちょっと確認していただくとよかったのかなと思いますけど、できませんでしたか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日御質問を受けたところなんですけど、まだ確認のほうは行っておりません。現在、基本協定の中身を詰めるということでやり取りをしているところなんですけど、相手方からもまだ連絡もないところなので、そういうこともありまして、まだ確認のほうは実際取っておりません。

（ 最終日の冒頭、教育課長より質問に対する報告あり ）

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） TRCの職員の方たちを再度雇用するという動きもあったと聞いております。実際、どれぐらいの方がその話に応じたのか、全くなかったのか、もう一度お聞かせ願えますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1回目の引継ぎに立ち会ったことがありまして、2月20日の日に説明会、その後、面接を行うというお話は伺っているところなんですけど、実際に何名の方が面接を受けられているかということは把握はしておりません。先日、小嶋議員のほうから言われたので、そういう状況なんだという認識を持ったところであります。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 十数名の方たちの多分雇用が図られていると思うんですけども、皆様の今後の行き先、4月からの行き先はどのように把握していますか。例えば、TRCはいろいろ支店もほかもありますのでそちらなのか、それとも、期限つきの職員に関しては再雇用がないのかとか、そういう細かいことはお聞きですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

細かい部分までは、全て把握しているかと言われると、把握はしておりません。ただ、人事異動とかはあるというのは、以前、そういうふうになるということはお聞きしております。

また、地元で今後退職されるからということで次の仕事を探していらっしゃる方の情報というのは、1件お聞きしております。

以上でございます。

○議員(徳弘 美津子君) もともと5年契約でありますので、5年で終わるかもしれないという前提の中で採用もあるとは思いますが、なかなか今回のような形で失格になったというのはすごくTRCでも受け入れ難いと思うんですが、TRCの方たちの職員に対するお気持ちというものを副町長はどのようにお考えでしょうか。

○副町長(河野 秀二君) それは、会社の中で対応していただけるのだと思います。

○議員(徳弘 美津子君) それでは、次です。今回、川南フロンティアネットワーク決定までの顛末を伺うで、まず、先ほどちょっとまた変わりますので後で聞きます。

総合教育会議の件です。1月22日に総合教育会議で、副町長の発言では、図書流通センター、TRCですね、TRCがプロポーザルで決定したが、川南フロンティアネットワークに決定したいと言われ、理由を言われました。理由は、一つ、地元の人材を育成する。2、館長候補として、県内在住で、以前、本施設の館長を4年間務められた方を考えている。3、点差が4点差で僅差であったと言われましたが、事実ですか。副町長、お願いします。

○副町長(河野 秀二君) 私が会社の社員とか職員を採用する権限はありませんので、私が聞いているのは、そういう方がいらっしゃるというお話をしたと思います。

以上で終わります。

○議員(徳弘 美津子君) そういうことを聞いたからということで、その解釈でいいということよろしいですね。よろしいということです。

では、地元の人材を育成とありますが、フロンティアネットワークの積算基礎の中を見ると、細かく人員配置について述べられております。本当に細かく一人一人の給与まで分かるような感じで本当に書いてありますが、その中に、ざっと見ると、館長、副館長、文化ホールチーフ、図書館チーフ、文化ホール職員、図書館サブチーフ、図書司書、図書職員が4人、あとは補助職員、文化ホールですね、文化ホール職員、文化ホール専門職員ということで、12名の方たちの雇用が図られるとありますが、実際、それは確実に育成、つまり、採用となる根拠は何ですか。地元人材を育成と言われましたが、地元というまず縛りが何なのか。総合教育会議で地元の育成と言われたその12名の方たち、12名かはちょっとあれですが、その方たちの育成となる根拠を教えてください、副町長。

○副町長(河野 秀二君) 会社のほうがどういった人材とか人数を探すとか、私が決めることではありませんので、そこに書いてあるとおりの人数をできるだけ地元で採用したいという意思の表れじゃないかと私は思いますけど。

以上で終わります。

○議員(徳弘 美津子君) そういうことを聞いたと、表れだということで、フロンティアから副町長がそうやって聞いたということよろしいんですか、解釈としては。

○副町長(河野 秀二君) 基本的な話として私は聞きました。その方だけじゃなくて、町内の方々から地元にも、もしできるなら地元で雇用をしてほしいよねと、そういう一般的な話のことです。

以上で終わります。

○議員(徳弘 美津子君) 町内の方々から、もしそうなら地元で欲しいよねという話を聞いたと。それをフロンティアネットワークのほうに言ったということによろしいんですか。思って自分が止めているだけでは地元の人材を育成とはなりませんので、それを聞いた、町民から。それをフロンティアのほうに、そういうこともあるんですかねという形では言われているということの裏づけになったと思うんですけれども、どうでしょうか。

○副町長(河野 秀二君) まずは対面する場がありませんでしたので、そういうことは言っていないと思います。言っていません。私が先ほど言ったのは、一般的に、町民の方々から、もしそういう体制になるのであれば地元を活用してほしいよねと。一般的な話のことです。

以上で終わります。

○議員(徳弘 美津子君) 一般的なことを失格理由で総合教育会議でおっしゃられたということによろしいのでしょうか。

○副町長(河野 秀二君) 意図が分かりません。

○議員(徳弘 美津子君) もう一回だけ言います。総合教育会議という、結局、図書館を指定管理する元を指定する教育委員のほうの会議で、副町長が、プロポーザルで決まったけどもという理由の中で、3項目挙げている責任です。重さです。これで失格理由ですよと言われて、教育委員の皆さんは「そうなんだ」と結局思われたわけですよ。3項目の件の決定事実です。そこを言っているんです。

○副町長(河野 秀二君) 書類不備のことですか、言われているのは。失格と言われたのは、書類不備のことを捉えて言われているんですか。確認のため、もう一度お願いします。

○議員(徳弘 美津子君) 書類の失格ではなくて、総合教育会議で言った失格の理由です。失格の理由は、この3項目でしょう。書類不備なんてどこにも書いていないんですが。だから、3項目、この3項目で教育委員の皆さんは「そうなんだ」と納得されたわけですよ。書類不備なんてこのときには何も言っていないですわ。その中の一つに、これだけのことを言っているから、どうなんですかと聞いているんです。書類不備は後ですわ。後づけです。後づけというか、そこはまた昨日いろいろ議論されましたけれども、総合教育会議のことを言っているんです。総合教育会議の中の3つの項目のことで、地元の人材育成という、いろいろまたあとにありますけれども、それを言っているから、それが理由なんですよね。だから、その裏づけとして何かあったんですかと聞いているんです。

○議長(河野 浩一君) 副町長、反問権を使うなら、反問権の行使をしてください。

○副町長(河野 秀二君) 失格の要件で、地元で採用しないとイケないというようなこと

を私は言ったつもりはないと思います。地元採用をするというのは、近郊で採用してもらえばいいと、そういう話をしたかもしれませんが、それは私が決めることではありませんので、将来、多分町長も言われたと思うんですけど、将来的に町内でそういった指定管理者ができればいいというのをおっしゃったのを少し記憶しておりますけど、川南の人じゃないと条件に当てはまらないとか、そういったことを私が言った記憶はありません。

以上で終わります。——ごめんなさい。ないと思います。

○議員（徳弘 美津子君） プロポーザルで決定したのがTRCでしたが、川南フロンティアに決定したと言われたんです。理由がさっきの項目です。だから、プロポーザルではTRCでしたと。でも、川南フロンティアになりましたと。その理由が3つですと。何となく会社名が川南フロンティアネットワークという、もう川南に根づいてくれるという感じのあるネーミングをされていることで、もしかして川南に根づいてくださるのかなという感じで思われたのかなと思っています。結局、向こうの方との接触がなくて、何も聞いていなくて、3項目、地元の人材を育成する、館長候補として県内在住でということを書いているわけですよ。例えば、プロポーザルの資料の中に、その取組として、川南在住の人を採用しますよとかあったのなら別ですけども、それはあったんですか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども言いましたけど、私の権限でその会社が運営する人材のことを決定することはできませんので、先ほども言いましたけど、町長もたしか言われたと思うんですけど、将来的にも川南でそういった組織なり人材がいるのであれば、そういう方向に持っていきたいというようなことは言われたのをうっすらちょっと覚えておりますけど。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 意味が分からない。結局、それだけ言っているわけですよ、人材をしますと。確かにそれらしく聞こえますよ。だから言っているんです。御自分がプロポーザルで決まったところを落として、フロンティアにしたいという理由の中にあるわけです。意味が分かりません。

次に行きます。その中のまずは2項目です。次、3つの理由。館長候補として、県内在住で、以前、本施設の館長を4年間務められた方を考えているとは、お名前を教えてください。

○副町長（河野 秀二君） 過去に川南の図書館で館長をされている方がいるというのは、話に聞いておりました。ただ、その方々が川南フロンティアというチームをつくって出てくるとか、そういうのはその時点でのいうか、当初は分かりませんので、何とも私が言い難い点だと思うんですけど、あたかも私が何かその方を採用するようなふう聞こえてならないんですけど、どうしてそんなに結びつけられるのかが私には分かりません。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） いや、御自分で言っているんですよ。館長候補として、県内在住で、以前、本施設の館長を4年間務められた方を考えていると言っているわけですよ。誰

か分かりませんか。意味がちょっと、総合教育会議での発言ってすごく重いですよ。議事録にも残って、ホームページにも出ています。だから、一つずつ確認しているんです。いいんですよ。——さんですよ。この前、賛成討論で同僚議員が言いましたわ。——さんは素晴らしいと。私も今日ちょっと朝、フェイスブックをググったら、ちょうど6年前ですかね、新しく受けるフロンティアネットワークの——さんを館長とした当時のTRCの活動に、私もある団体で参加したときに、私も本当に——さんは非常に人間的に買っております。企画力もすばらしかったと。本当にこの3月で辞めますよということを言われたことも書いてありました。本当に素晴らしい人材だと私も感じております。それと今回の議案は全く別のものであって、いいんですよ、逆に言えば、もう公募の中に何かそれらしい、そうやって入れておけばよかったんですよ。こんな副町長が何かもう大変な思いをして、いろんなことを新聞に書かれてするようなことをせずに、堂々と——さんという川南フロンティアネットワークにさせたいのなら、ちゃんと手順を踏んでやっていけば私はよかったのかなと思うんです。私はいいいんですよ、別にフロンティアネットワーク、——さんを買っていますので。だけど、決め方として、議会ではこういうことは認められませんよと言っているだけです。だから、言いますよ、その方が館長をすることがフロンティアネットワークに決定する要件とはどういう意味なんですか、だから。どういう意味でそれを言われたんですか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども言いましたけど、私がそういう決定する権限はありません。会社が決めることです。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、御自分は決定されなかったけれども、この3つの理由の中で、3つの理由、だから、それはフロンティアのほうから、誰からそれを言われたんですか。自分は知りません、会社のことは知りませんと。でも、3つの理由がありますということは、誰がこういうことを考えて、3つですわ。地元の人材を育成。館長候補として、県内在住で、以前、本施設の館長をされた方を考えている。点差が4点の僅差だったと。その3つの項目です。それを言われているんですよ。まさかそこをお忘れで、一番重大です。一番最初に、積算根拠がないという話以前に、総合教育会議で言われているんです。3項目について、もうTRCが落としたけれども、プロポーザルではなかったけれども、川南フロンティアにしますよって言っている理由を言われているんですよ。だから、それはちゃんと自分の考えの中であったと思いますけれども、いかがですか。

○副町長（河野 秀二君） あまりにも何かこじつけたような言い方をされますけど、なぜそういうふうに捉えるのか、私は分かりません。

○議員（徳弘 美津子君） この3つの項目を言ったのは事実ですか。

○副町長（河野 秀二君） 議事録に書いてあればそうだと思います。ただ、発言の内容は、人間、その時々で変わるじゃないですか。一般的な話をしたのは、私は覚えています。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） だから、一般的などうかというものではないじゃないですか。特にこの館長候補として県内在住というのは、一般的じゃないですか。ちゃんとそれを知り得たことで理由の一つに挙げているんじゃないんですか。

○副町長（河野 秀二君） 何回も申し上げますけど、私にそういう権限はありません。以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 権限がなくて、なぜ総合教育会議で参加されて、町長が紹介をされて、今日は副町長がフロンティア、図書館の指定のことについて話がありますから、後で話をしますと言っているんです。で副町長が言っているんです。なぜですか、それは。

○副町長（河野 秀二君） 会に出席するのと権限の問題は別だと思います。以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 権限ではなくて、じゃあ、なぜ言ったんですかということです。権限じゃなくていいですよ、別に。なぜ言ったんですかと。

○副町長（河野 秀二君） 町長から会に出席するように言われましたので、会に出席いたしました。以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） では、町長から、この3つの項目について、これの結局、川南フロンティアに決めたいということ町長から参加して言いなさいと言われたということによろしいのでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほどから何回も同じことを言いますが、あまりにも無理に何もかにもくっつけ過ぎて結びつけてしまうようなことを言われておりますけど、なぜそうなるのか、私は意図が分かりませんから、御質問の答えようがありません。

○議員（徳弘 美津子君） 時間ももったいない。

では、3番目、点差が4点差の僅差であったとはどういうことですか。失格の要件になり得るんですか。この点差が開いていないという、大きな点差が開いていないことですか。そこをお聞きします。さっきと同じことになるかもしれませんが、言っているんです。4点差しかありませんと。

○副町長（河野 秀二君） 失格要件としては書類の不備、そこで言っているかどうか分かりませんが、会の中の全ては記憶しておりませんが、もし私がそれに、その議事録に書いてあれば言ったのかもしれませんが、はっきりとは覚えておりません。

○議員（徳弘 美津子君） すいません。失格ではなくって、川南フロンティアネットワークに決めたいんだと、その3つのことなんだと言っているわけです。失格とかいうことではない。書類不備というのは後のほうです。この総合教育会議で言った3つの項目で、3つの項目で、だから、TRCが失格ではなくって、川南フロンティアにしたいということ言われているということの確認です。

○副町長（河野 秀二君） なぜそういうふうに結びつけられるのか、私は分かりません。

お答えできません。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） では、教育長にお伺いします。教育長は総合教育会議に参加されておりましたね。おりましたね。そのときに、その副町長の提案を聞いてどのように感じられましたか。

○教育長（長曾我部 敬一君） そのとき、議会の多数決で川南のほうへ、フロンティアのほうへ決定しましたよね。決定したので、そうかなということを感じました。

○議員（徳弘 美津子君） 総合教育会議は1月の22日に開催されたんですよ。私たちが決定したのは2月5日の臨時議会ですよ。まだ議会にも諮られていないんです。プロポーザルが1月の17日になり、そこでTRCが4点差でTRCにそのときは決まりましたと。5日後に総合教育会議で、先ほどの3つの項目で川南フロンティアにしたいんですよと。だから、TRCが失格ではなくて、3つのことで川南フロンティアにしたいと言われたときに、教育長はどのようにお考えだったですかということ。プロポーザルのときにも参加をされております。点数もつけております。そのときはTRCだったということです。結局、5日後に副町長のほうが、教育長ではなくって、本来なら教育長がこういうさっきの項目、3項目を言ってくれるならまだ分かるんですよ。副町長からそれを言われているわけです。どのようにお考えになりましたかということですよ。

○教育長（長曾我部 敬一君） そのときに私自身感じたことというのは、そのように決定したんだなということしか思いませんでした。

○議員（徳弘 美津子君） 図書館指定は教育委員会が所管するものなんです。昨日ちょっと言われたときに、プロポーザルの審査を受けるときに、事前に書類の読み込みとかはされたんですか。1月17日以前に書類、多分相当な書類らしいです。事前にそれを渡されていたと。今回の一番の大きな問題が書類不備だということがあって、教育長はそれは読み込まれました。本当に正直なところをお願いします。

○教育長（長曾我部 敬一君） 以前にも申し上げましたように、私の机に封筒入りの資料がありました。それが審査会の資料だとは知りませんでしたということと、指定管理者の候補を選考する委員会とは知らな過ぎて、初めてそんな大事な会議であるんだなということで、それ以前に、私の教育長室に茶封筒が置いてあったんです。それは誰がいつ何のために持ってきたのかというのが理解できずに、当日、三好課長さんのほうから選考委員会に行きましようということで、そこからぱっと目を通しながらそれを確認してということが事実で、そのことは申し上げたつもりでいるんです。

○議員（徳弘 美津子君） 就任されて2か月、3か月か、なのでということとは言えません。きちんと教育長としての責務があるので。副町長は事前に読み込んで、書類が不備だということで付箋をつけていたというぐらいのものなんです。どれぐらいの書類か知りませんが、当日、開けてみてという世界が、教育長としての責務、結局、もともとこの指定管理者は教

育委員会のほうで審査した、結局、主導権があるわけです。それに向けて職員なりが動いているわけです、いろいろ。いろいろ動いていたんです。それは、教育長は全く当日しか分からなかったと。それが本当の言葉でよろしいんですね。

○教育長(長曾我部 敬一君) それ、持ってこられたときに持ってきた人が、事前にこういう趣旨でこうなんだよという説明があれば少しは理解できたんですけど、私の机上には決裁事項等々が山ほどあって、いろいろと自分の仕事を、教育長としてのそういう仕事をこなす上で、またそういう小中の統合問題等々のほうで頭がいっぱいで、当日というよりも、書類を決裁した後にぱっと開——それ、当日と言ったけど、それ、四、五日前、二、三日前か、四、五日前か、「あ、こういうのが来ている」ということで目を通して、それから、私は教育長として採決で行く、採決、行ったときに初めてそこで選考委員だなということで、2つの書類に目を通しながら、それで急遽いろいろと採点をさせていただいたという、それが現実なんです。教育長としては本当に失格、能力の不足というんでしょうか。はい。

○議員(徳弘 美津子君) 失格なんて思っていないんですよ、全然。本当に今の川南の学校運営は大変だと思っています。不登校の子がたくさんいたりとか、本当に学力とか、学力が低いとか、学校の先生たちが本当に、本当に私、教育長は大変なところに来たなど。本当にすばらしい経歴をお持ちで、昨日も同僚議員が言われました。外国に赴任するという人は、相当なやっばり能力がある人ですよということを私も聞きました。それが何ていうかな、こういう翻弄をされて、失格のときにもちゃんと教育長との3人の立会いでとか、ずっと昨日も言われていました。そういう重い責任があるところに、本来ならね、この指定管理者って普通にそんなに住民の方たちが知らない世界なんですよ、どこが指定管理者になるかって。いつも会館が開いて、いつもホールが使えてというのが、当たり前業務が行われている中を、今回、失格という流れがおかしいから新聞沙汰になったわけです。本来なら、教育長が本当に煩わせることでもないと思うんです。だから、失格なんて思っていません、私は。本当に人もいいし、何かすごく、何かある意味、何かすごく——言います。

それで、結局、点数のことです。昨日もちよっと同僚議員が言いましたけど、TRCとフロンティアの点数差です。これです。1番の方といたら、もう結局、副町長、昨日の確認ではもうそのように確認できましたので言いますが、1番が副町長、委員長です。2番が教育長ということで、2番の点数がもう開示されているんです。お二人の点数を合わせても、お二人がフロンティアが優れていると、TRCが劣っているとして、2人の合計点数がマイナス46点なんです。大きくここで変わっています。ほかの方々は、5人でTRCがプラス50点なんです。計算して分かりますね。TRCがプラス50点、フロンティアが50点とマイナスの46点の2人の合計差が、したときに4点なんです。明らかに5人の方がプラス50点なのに、お二人がマイナス46点、この点数のつけ方は、教育長は覚えていらっしゃるでしょうか。当時のプロポーザルのときに、どういうことがあってやっぱりその点数——例えば、図書流通センターの1項目からずらっと6点、6点、6点、6点、5点、7点とか、フロンティアネット

ワーク、8点、8点、7点、8点、8点とか、フロンティアが79点、TRCが58点、差額21点という差をつけていらっしゃる。1番の委員長は、フロンティアが9点、9点、9点、10点の91点で、図書流通センターが7点、7点で66点、25点の差をつけているんです。そこで。今回は、副町長が言われた総合教育会議で点差が4点差だったということも、理由の一つに挙げているんです。そこに教育長もいらっしゃるわけですが、この点数のつけ方は覚えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 最後の質問での4点の後、後の質問が理解できなかったんですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○議員（徳弘 美津子君） 今のは反問権ですね。いいですか、反問権で。反問権ではなくて、もう一回の質問ということで、時間を止めてほしいです。

点数が違うことですよ、結局。マイナスの21点をつけたということは覚えていらっしゃるかと、プロポーザルで。お答えください。

○教育長（長曾我部 敬一君） その点数については、20分間ずつの説明がありまして、そのときにたくさんの項目の中で、本当に難しい点数のつけ方、それをたくさんの項目の中で、私は終わった後にば一つつける、どのようにしてつけたのか、まだ記憶にないぐらいにつけたんですね。だから、結構、私はTRCについても悪い点数はつけていないと思うんです。少なくとも7、8、9の点数はつけているつもりでいるんです。だから、両方いい点数をつけた。もう本当に素晴らしい説明内容で、甲乙つけ難い内容でのそういう説明でしたので、その後、両方ともよい点数をつけた記憶はありますが、具体的には覚えておりません。

○議員（徳弘 美津子君） そうしたら、この点数は改ざんですか。7、8、9をつけているのは川南フロンティアです。TRCは、6点、6点、5点、5点、6点、6点、5点、5点、7点、6点、7点。8点はついていません。あら、間違えました、もしかして。大きいことです、これは。責任のことですよ。

なぜ私が言うのかといたら、その総合教育会議で副町長がTRCではないということで言われて、教育長に副町長が意見を求められたんです。「教育長、どうでしたか」と。そうしたら、教育長は、「川添委員の言われたとおり」——川添委員は「素晴らしい」と、「両者とも素晴らしい」と。ただ、「TRCのほうがよかった」と言われたんですね。それを受けて、「川添委員の言われたとおり、二者ともすばらしく、甲乙つけ難くて難しかった」と言われています。教育長は、フロンティアネットワークに、優れていると、21点差をつけているんです。これは何か間違えました。大きいです。今回は、この点数はすごく大きいんです。自分たちの評価をされるわけですよ。私たちが選挙でするのと同じで、自分のこれまでの5年間のTRCの運営を評価されるわけです。評価をされるし、プロポーザルもちろんプレゼンテーションのすばらしさもありますよね。それを本当に真摯にやらないといけないものなんです。だから、選考委員のほかの方たちは、本当に点数もきちんとやっばりされているけど、あまりにも1番と2番のつけ方が差をつけ過ぎていると思っているんです。これ以上

責めても——ちょっと教育長のお考えをお願いします。先ほどは、TRCのほうがすばらしかったと言っているのに違うと。逆に言えば、これ、間違えましたかという世界です。

○教育長（長曾我部 敬一君） 振り返ってみますと、何といたしましょうか、私の頭の中が狂っているかも分からない。本当に申し訳ないんですけども、完全に頭が崩壊していたかも分かりません。すいません。

○議員（徳弘 美津子君） 本当に私は教育長をすごくやっぱり評価、評価って失礼ですね。本当にすばらしいと思っているんですね。皆さんもやっぱり言われる。報酬が53万円ほど出ています、きちんと。もらっていないですか。報酬。お給料。そこに、トップ3って誰かお分かりですか。町長、副町長、教育長なんです。本当に多分、どういう経緯の中で副町長が選任されたか分かりませんが、すごくやっぱり重い責任を負って、これからも多分、新年度に向けて先生の確保とかすごく大変だと思うんです。その中で、本来なら、するっとやる指定管理者がこんなにまでもめてすることに非常に、頭が狂っているとかじゃないんです。多分振り回されるんじゃないかなと勝手に思っているんですけど、どうですか。正直なところをお願いします。

○教育長（長曾我部 敬一君） 難しい。私については、すごく判断、理解力不足というのか、あんまり優れた頭脳ではありませんので、今から先、本当にこれで教育長としてやっていけるかどうか、本当に難しい。自信が本当になくなっている状態なんです。だから、どう対処しようかなということは今考えているところなんです。ちょっとごめんなさい。自分自身が考えれば考えるほど分からなくなってきましたので、申し訳ありません。だから——もう結構でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 全然責めているわけじゃないんですよ、全然ね。だから、逆に言えば、意図的にこういうことをしなさいってもしかして言われました。点数のつけ方。それも覚えていらっしゃいません。お願いします。

○教育長（長曾我部 敬一君） 特に第三者からは、こうしなさい、ああしなさいって言われることに対して、それは私はもしも言われたとしたら拒否したと思います。だから、そういう上からの圧力みたいなことはありません。それははっきりと言えます。

○議員（徳弘 美津子君） では、先ほどの発言で、私はTRCに8点とかつけましたよというのが表れていないのは、もうこれは、自分の中では理解不能ということでもよろしいんですか。先ほど、TRCがすばらしくて8点とかつけたんですよと言われていたけど、そこは表れていないんですね。そこについて、そこです、そこを私は御自分の解釈の中で点数をつけているとは到底信じ難いので、確認をしているんです。もうそれが自分では分からないんですよだけで言われるんですか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 私の記憶の中ではそうつけたような気がして、今、初めて私の点数を知ることができて、そのような点数をつけたんだなということが分かりました。本当は8点くらいつけたような気がしたんです。ぱぱぱっと最後に回収だという、担当者の

ほうからそう言われて、もう一番最後に総合点というのがあって、そこもどう総合点をつけていいかわからない状態で、そういうふうにつけたような気がしたので、記憶になかったことをつけたようなことということしか記憶に残っていない、はっきり言って。それが現実です。

○議員（徳弘 美津子君） このようなプロポーザルというか、プレゼンテーションのときの点数のつけ方を私は知りませんが、普通は最初にフロンティアネットワークが審査をされたと聞きました。その項目に移ってした。そのときに、その都度、多分点数をつけると思うんです、自分の中で。普通、10項目ですよ、10項目にわたっていっぺんにばーっていう世界じゃないですわ。1項目、1項目、フロンティアが1項目についてこういうプレゼンをしたら、これは7点だなとか、そして、2回目のとき、2番手がTRCなので、TRCがしたときに、最初のところの事業者に比べてどうだったかというので点数の差が出てくると思うんです、こういう差のつけ方は。ばーっと行って、今、時間がありませんからという世界では私はないんですね、多分。と思うんです。それが本来のちゃんと選定委員会の方たちが責任を持ってやられていることだと思うんです。もういくら言っても仕方ないと思いますが、こういうことをやっぱり副町長に尋ねてもしょうがないかもしれませんが、どうですか、今のこういう教育長のお考えの中で言われていることは、どのようにお考えですか。

○副町長（河野 秀二君） どんな審査をするにも、やはりその時々で考えで整理して点数をつけます。つけると思うんです。ただ、後日、それを見て、ああだったから、こうだったからというのは、そのときの感覚とずれるのは人間多分あると思うんですよ。ですから、その表現の仕方が、今、教育長が悩まれているんじゃないかと思うんです。1か月前、2か月前に点数つけたのをはっきり覚えている人って、よほどの大きい、金額に例えると例えにならないかもしれませんが、そんなに覚えている人って私はいないんじゃないかと思えます。そこで、今、教育長が答弁に苦労されているんじゃないかと思えますけど。だから、私のことを言われても、私もどういった点数をつけたかというのは本当にうろ覚えしかありません。そのときの書面を見ながら、見て点数をつけたのはもう間違いないことですけどね。そういうふうに思っております。

以上で終わります。（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、私語はやめてください。（発言する者あり）

○議員（徳弘 美津子君） それでは、フロンティアネットワークが出された書類の積算根拠が5枚にわたってすばらしいということでありましたが、フロンティアネットワークの積算根拠は、実績も何もないのになぜ出すことができたのか。その積算の信憑性はどうなのか。副町長がそれを見て本当にこれはいいと思ったのはなぜなのか。よく言われます。フロンティアネットワークと言われるけど、絵に描いた餅にならないのかという方もいらっしゃいますが、この積算根拠、実績もないところでなぜ出すことができたか教えてください。

○副町長（河野 秀二君） 逆にそれは私が聞きたいです。その会社が、その会社なりに作

成されたのだらうと思います。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 課長に伺います。何か、結局、新たな事業者が新たな事業をするときには、ある程度の積算根拠のお手本がないとなかなかできないと思うんですけど、それらしいものを町がある程度、それは指針の中でお見せするようなことはなかったんですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

積算根拠になる材料がということなんですけど、今回、募集期間も非常に差し迫っていて時間がないことから、説明会の際に、支出のほうを主にとということ、こちらであらかじめ積算書のほうを作成して配布しております。と申しますのが、ゼロから短期間に新しいところが見積りを取って積算をしていくというのは非常に時間的に不利であろうということから、そのように行いました。と申しますのも、やはり受注していたプロポーザル審査というのは、金額で審査をするのではなく、提案の内容で審査をするというような審査の内容になっております。非常に提案がすばらしいのに、金額のところがあさってを向いているような提案になってしまうと、それもちょっと困ったことだなということで、一応ベースになる部分でいうと業務委託の部分、そういったのを積み上げて、こういうのがモデルになるのではないですかというものはあらかじめ提示させていただいております。

この件に関しましては、基本になりますのが図書館流通センターの実績になりますので、相手方にもお断りした上で、これを応募された方皆様に配ってから、資料にさせていただきますねと断った上で配布のほうをさせていただいております。配布したのは、先ほども申しましたように説明会です。公募が始まって、その後、説明会に必ず来てくださいというふうな御説明をさせていただいております。2者来られたので、2者に同様のものを配布させていただいて、これで提案書の作成をお願いいたしますということで説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、もうTRCは全て手の内を見せていると、それは相手方に渡っているということの認識でいいですか。

○教育課長（三好 益夫君） 今の御質問にお答えいたします。

手の内をというほどではなく、基本的に全体の指定管理料も大分大きな金額になりますので、全体としてこういうイメージになりますよという意味で配布をしております。何もかも出したのかということではなく、あくまでも金額面でこういうモデルになりますよということでお示しをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時12分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 三原明美です。通告書に基づいて質問いたします。

川南町の臭い問題について質問いたします。

12月定例議会での適用頭数についての質問をしたときに、「適用頭数の件は難しい」と町長の答弁があり、私が「川南町は来る者拒まずということですか」の質問に、産業推進課長は、「来る者拒まずということではない。地域の同意というものが必ず必要になる。今現在進めている事業等を規模拡大する農家には、地域の同意等を必ず取ってもらうようにしている」と言われました。

そこで質問いたします。現在進めている事業等を規模拡大する事業者は、必ず同意書を取らなくてはいけないと言われましたが、同意書はどんな場合に取るのでしょうか。

あとは質問席にて致します。

○副町長（河野 秀二君） 三原議員の御質問に概要をお答えします。

御存じかと思えますけれども、現在、有限会社協同ファームにおいて、ふん尿処理装置、一般的にいうコンポストと呼ばれる装置の排出される臭気等の試験をっております。詳細については担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 三原議員の御質問にお答えしたいと思えます。

同意書はどういったときに取られるのかということの御質問だったかと思えます。

川南町に公害防止条例というものがございまして、その中に公害防止について規定がございまして、その中で公害防止の措置という条項がございまして、その中に、「公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときには、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない」、「町長は、必要と認めるときは公害防止協定の締結の措置を講ずるよう努めなければならない」となっております。

その中で、今説明したとおり、事業活動によって発生するおそれがある公害を防止するために、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的として締結されるものだと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） それでは、おそれがあるということは、やはりこの規模拡大のところに意味があるのでしょうか。ただ単に建て替えをして普通のリフォームをするとかいう、そういうところはなし。また、新しく建てる方がそんな大きくない感じですよ、そんな感じのときはしなくてもいい。ただ、町長がこれは多分住民に対してすごい悪臭を放つ可能性もあるかもしれないといったときには、その同意書が要するという理解でいいのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ケースによってその同意書を取るか取らないかというのは変わってくるのかなと思います。例えば、事業を活用して畜舎等の増築等を行う場合には、地元との同意というか、そういうもの、書類として必要な場合がございます。そういったときには必ず取るようになっておりますし、地元から「新しく畜舎ができるようだが」ということで話があった場合には、我々のほうからも事業者の方に「地区からこういう話がある」ということでお話しして、その同意書というか協定書ですね、そういったのは話を進めることはございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） それでは、同意を頂くために、事業をされる方は、地域住民の方への説明会を開かれていると思いますが、行政は立会いの下でされますか。また、その説明会のときの行政の役割は何ですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 行政の役割ということなのですが、説明会をする際には、職員が同席をする場合もございます。事業者が独自にされる場合もございます。あと、町の今結んでいる同意書が公害防止協定というものを結ぶんですが、事業者と地域住民、川南町は立会人ということで、今、協定書は結ぶようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） その説明会の範囲はどこまでされるんですか。その説明会の決め方はどうやって決めておられますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

範囲については、町がここからここまでというふうには決めておるものではございません。事業者の方が地元の振興班長さんであるとか自治公民館長さんであるとかに相談をされて、これぐらい、ここに説明をしたほうがいいんじゃないかということで協議をしておるようです。それでもやっぱり想定しなかったところからの苦情というか、そういう相談があったりするるので、そういった場合には、町のほうからも事業者さんのほうに、こういったところからこういう声があると、説明に行ってくださいというふうに指導はしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） その同意書は誰が作成されるのですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 作成というのは、実際に文書をつくるということでよろしいでしょうか。産業推進課のほうでつくっておりますが、先ほども申し上げたとおり、事業者と地元が協定を結ぶと、の立会いを町が立ち会うというふうにしてつくっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） では、同意書は行政側のほうがつくられるということですね。そうですね。その内容は、例えば、どのようなことが書いてあるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） その内容につきましては、事業者の種類によっても違うかと思うんですが、もう大まかに申しますと、水質汚濁防止、悪臭防止、あとは廃棄物の処

理及び環境の美化などについて規定をされておりまして、事故発生時においては、改善命令であったりとか立入検査等の条項を盛り込むようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そういうことをしっかりと書いていただかないと、説明会をやったときに、住民の方々に悪臭は絶対出さないよという条件で事業者の方が出されると思うんですが、でも、事業を進めていく中で想定外のことが起きたときの対処などの条件とかはしっかりと書いてありますか。もしその事業者の方が、同意書はもらっているのに、対処しなくても違法ではないと開き直られて、住民はどうにもならず、悪臭の中で暮らすしかない。洗濯物も干せない。コインランドリー通いが始まり、代金は自腹。挙げ句の果てに体を壊し、住み慣れた川南町から出ていけなくてはいけない羽目になる。実際もこんなことになっていきますけれども、内容はしっかりと住民を守るための内容に分かりやすく、それから、どうやってやっていくのか、そこまできちんと書いてありますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

地域と事業者等で締結される協定でございますので、もちろん、地域の方には内容は確認をしていただいております。その中で、先ほど申し上げたとおり、様々な条項、水質汚濁であるとか悪臭防止であるとかいうことを出さないよということ、事故発生時には直ちに応急措置を講じるとか、状況と改善計画を報告しなさいとか、そういうことが書かれておりますので、住民の不利益にはならないような協定はつくられていると思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 同意書の有効期限というものはあるんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 有効期限があるのかという御質問なんですが、最近締結された公害防止協定書のほうには、そういう条項はございません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 多分、1回提出で今の状況では終わりですか。1回同意書を提出すれば、もうそれですとそのままその同意書が生きていくということですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 協定の内容に変更がなければそのようになるかと思いますが、協定の中に、協定書に定めがない事項が発生した場合には、その都度協議の上、定めるといふふうになっておりますので、もし例えば事業内容の変更であるとか、ほかの事項が発生した場合には、協議をして変更になるのかと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 住民を守るためにも、やはり同意書は有効期限が必要だと思うんですが、1回提出ではなく、できれば毎年提出してもらいたいではないでしょうか。時間がたてばいろいろなことが変化していきます。住民が泣き寝入りしなくて済むように、内容の条件のほかに有効期限も盛り込むべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 有効期限を盛り込むかどうかについては、それこそ事業

者と地元住民との間で、それをどうしても入れてくれということであれば入れるものかなと思います。ここで私が入れるとか入れないとかいうお答えはできかねます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 行政として、できましたら、そういう御指導もしていただけたらいいなと思います。

それと、同意書は住民お一人お一人取られるのか、それとも代表者のみでいいのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 同意書を誰と取るかということなのですが、今は、先ほど説明したとおり、自治公民館単位であったり振興班単位であったりで協定書を結んでおるようです。ただ、個人の方でどうしても説明が必要という方には、個別に対応していただいております。

以上でございます。

もちろん、町の職員もそれに立ち会うこともございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 事業者の方が同意書を役場に持ってこられるんですね。同意を取りましたということで持ってこられますよね。持ってこられて、行政は同意された方々に、同意は間違いないですかという確認はされていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 確認をされているかということなのですが、先ほど申し上げたとおり、地域の説明会等を行っておりますので、それで同意が取れているというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 会合に来られてなかった方、また、振興班長の方のみで印鑑を押された場合や、私は聞いていないよという方がいらしたら、そこでトラブルが発生するわけです。今、こんな状況が多いのではありませんか。このように同意をされない方がいたら、行政側としてはどうされるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、最近、振興班に入られていない方等々いらっしゃいますので、そういった方もいらっしゃるかと思います。我々もできるだけそういう方の意見も反映するように、個別にも対応しているところでございます。もちろん、事業者の方にも、こういう方から苦情等、説明等が欲しいという連絡があったということで伝えて、説明に行ってもらうようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そういう指導をしていただきたいなと、行政側のほうから指導していただけたらいいなと思うんですが、一人一人できたら同意を取って、その上で役場が確認をしていく、そういうことをやっぱりしっかりやっていただきたいと思います。

それと、次に、すいません、9月の定例議会で環境課長が「規制区域内で悪臭、こういうものの通報があった場合、私たちは現場の立入調査などを行います。緊急を要するもの場合は、応急措置命令などを出すというふうになります。実務としてそういうものがまずありません。じゃあ、次にどういうふうな手続になるかといいますと、悪臭の測定——これは悪臭防止法の第11条に書かれております。測定の委託を臭気測定業務従事者に委託することができると、その法律第12条がございます。そのデータに基づいて改善勧告または改善命令などに進み、それでも駄目な場合は、警察などによって処分をされ、そして、裁判で確定する手続になろうかと思えます。これが第1点目です。地域外の手扱いについてですが、悪臭防止法の規制外ですので、悪臭が出たというところで、町が業者を探して委託して臭気を測定しなければならないという条文はございません。そのようなことから臭気測定は起こっていないことと、それを公表する義務もございませんので、そのような状態でございます。」と答弁していただいたのですが、12月の定例議会では、環境課長が規制区域内も外も区別されて、発言の中に、「立入りが規制区域内にはできて、規制区域外にはできない。逆かもしれませんが、そのように区別をされたように受け取った部分があったんですけども、誤解のないように申し上げますが、規制区域内で悪臭を放つ事業者があれば私たちは行きますし、規制区域外におきましても、当然、悪臭の事案が出ればそこに入っていきます。規制区域内外に立入りの区別がございません。」と答弁していただきましたが、9月と12月の答弁では、何か違いがあるような気がします。9月には、規制区域内では規制することができるが、規制区域外では規制できない。しかし、12月には、内も外も区別はなく、規制に入るように聞こえます。この9月と12月の答弁、御説明をお願いいたします。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

これを今からしゃべっても難しいというか、判断になかなか色分けが厳しいかもしれませんが、説明を差し上げたいと思えます。

悪臭の苦情が寄せられた場合に、規制地域、規制地域外の区別なく、行政は立入りを求め、その事業者に対応を求めますので、そこに、町場の規制地域内で臭いを発するところ、それ以外のところ、農地がいっぱいあるところとか、そこで事業を営んでいらっしゃる方々が「臭いが発生した」と苦情が寄せられた。どちらについても、私たちは立入りを求めて調査に入るという行動の差はありません。

ただ、違いが存在するのは、行政罰の適用でございます。規制地域内、この町場で何かそういうことがあったと。9月と申されたと思うんですけども、9月の答弁の中で、規制地域内でそういう問題が発生した事業者があれば、行政指導、そして、勧告、命令というふうに法に基づいて手続が進んでいきますと。その先には、申し上げたとおり、行政罰が適用される範囲であるということです。なので、違いは、行政罰が適用される地域と、行動としては役場はどちらも入っていくので、地域外は行政罰の適用外であるということでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 結局、規制区域内は行政が入って規制ができるが、規制区域外は、行政は規制ができないということで、行動範囲によるけれどもということですね。違う。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

できればもう役場の環境課で徹底して「こういうことです」と図に落としながら説明すると、より分かりやすいかと思うんですけど、今、私のこの語彙力で御説明して分かっていたら幸いなんですけど、要は、行政罰でよろしくない結果を出した規制地域内の事業者さんが改善勧告命令に従わず、悪い状態が続いていけば、役場は警察などに相談をして、こういう状態ですので処分してくださいということで処分の適用になります。（発言する者あり）そうです。規制内です。

規制外でそういうことがあったと。役場ができることは、さっき、地域の中では行政指導と勧告と命令ができるとしています。ただ、ここ以外については、そういう行政罰の適用がありませんので、行政指導——これは条例に基づく行政指導となります。法に定めのない勧告と命令というものは、現在の川南町においては、そういうものは用意されていません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 規制外の場合は、行政指導のみになるということですね。分かりました。

また、規制区域の件ですが、すいません、また環境課長なんですけど、12月の定例議会で規制区域変更のことをお聞きしたときに、環境課長が「県の環境森林部が、希望確認調査が偶然にも同じ時期に見えた。雑音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制区域の見直し希望のあるかないかの確認する調査に見えましたけれども、規制区域を町内全域に広げた場合、畜産業をはじめ、食品製造業などで町内に存在します多様な事業者の経済活動等に極めて重大な影響を及ぼすことが想定されることから、規制区域を見直しは行わない。」と環境課長が答弁されました。この答弁の中に、「多様な事業者の経済活動に極めて重要な影響を及ぼすことが想定される」と言われましたが、重大な影響とは何でしょう。川南町には、行政から調査に入られたら困る悪臭を出している畜産業企業があるけれども、経済面を考えると、行政は口出しはできないし、だから、規制区域の見直しもできないということでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

規制地域を広げるといいますと、仮の話です。申し訳ございません。仮の話ですが、町の中心部だけではなくて、町全体にした場合、これは行政罰の適用範囲、全てがなります。ということが第一点です。どこがどうだからということじゃなくて、そういう手続になります。

あと、次にですけれども、12月に私が答弁させていただいた中に、音、振動、悪臭防止の規制地域の見直しを実施するケース、これを県庁が規制見直しをするかという文書が届きました。その文書の中に、基本的な考え方として3つ示されております。1点目が、都市計画

に基づく用途地域が変更された場合、2点目、地域の土地利用形態が変化し、現規制区域では実情に適合しなくなった場合、3点目、地域の環境を保全するため、新たに指定を必要とする場合の3点でございます。

現在、規制地域に指定されているのは、都市計画法に基づく用途地域でございます。その他の地域は、国有林を除いて農業を振興する地域、いわゆる農業振興地域として指定されています。つまり、用途地域——規制地域のことで——を広げることは、圧倒的な農業振興地域を有する、これまでの本町の土地政策等に逆行することにつながるのではないかと考えます。

開拓史以来、本町の持つ地域特性は、これまでの発展とともに、都市計画法に基づく現在の都市計画に色濃く反映されているものと認識しております。これは、住民生活に直結するものであり、例えば、農業振興地域や工業地域の設定であったり、果ては不動産価格や人口密度などであったり、様々な分野に影響しており、その前提の上で現在の住民生活は成り立っていると認識しております。

各環境規制法令の規制地域は、そうした都市計画にひもづく形で宮崎県により定められており、規制地域の変更を行う議論は、都市計画を変更する議論と同じであると考えます。よって、規制を変更するという事は、町民生活を大きく変えることでもありますので、慎重かつ丁寧な議論を要するものであると考え、12月も答弁させていただいたところでございます。

加えて、政府は、先月2月27日、気候変動や紛争、世界の人口増加などで食料供給が不安定となるリスクが高まる中、増産指示や財政支援、罰則を通じて食料安全保障を確保する新たな仕組みを整えるため、農政の基本方針を定めた食料・農業・農村基本法の改正案と、食料供給困難事案対策法と名づけた新法案を閣議決定しました。このような政府の姿勢等を考えますと、本町を含みます本県は、政府が想定する食料安全保障を確保する地域であると想定することが自然ではないかとも考えます。同時に、本町には、遊休農地、耕作放棄地の活用問題も積年の課題であります。このようなことから、規制地域の変更は、総合的な視野・視点に立ち、慎重な検討を要するものであると考えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 丁寧な説明、ありがとうございます。だけど、規制された部分というのがあつたわけですか。これ以上やったらいけないよという部分があるんです。その部分を規制するのは当たり前じゃないですかね。この悪臭問題が畜産業や食品関係の方々に重大な影響を及ぼすと言われますが、この悪臭問題は町民にも重大な影響を及ぼしているんです。県は、毎年調査に見えていたんです。私は町長に、知事に——毎年見えていないんですか。文書で来るんですか。文書。（「はい」と呼ぶ者あり）文書で来ていたのですね。私は前回のときに、町長に「知事に変更のお願いに行かれたらどうですか」と言っていたのにもかかわらず、毎年書類は来ていたということですね。こんなに川南町は臭うし、住民が大変な思いをしているのに、それなのに毎年規制区域の変更なし。その話合いもやっていない。畜産

業や企業を守るために。少しひどい話ではありませんか。町民にも重大な影響を及ぼしているのですよ。町民も守ってくださいよ。

川南町に住む小学1年生が言っていたそうです。「コロナでもないし、インフルエンザでもないっちゃけん、川南はくせえしてたまらんかい、マスクは外せんとよ」と言ったそうです。これでいいのですか。規制地域を広げることも適用頭数を決めることもできず、悪臭し放題。アース製薬さん頼みですか。いつになったらこのアース製薬さんの機械は使えるようになるのでしょうか。お答えください。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

私個人の感情でいうと、臭い問題が長年続いていることについては憤りを感じるし、改善したいと強く考えております。なので、どうするかというところになります。基本は、事業を営む事業者さんが出さないよと、臭いを。悪い臭い、嫌な臭いを出さないということが法律の建前、責任です。条例でもそのように川南町はうたっています。まずは事業者さんの自助努力です。それでもできない。総合的にやっていかなければならないという立ち位置を考えたとき、長年、川南町の先輩職員たちもいろいろ取り組んできてくださいました。近年、今申していただきましたアース製薬さんと連携協定をして、実験に取り組んでいますので、その状況について説明をさせていただきたいと思えます。

12月定例会におきまして、一般会計補正予算を可決いただきました。これに伴いまして、有限会社協同ファームのふん尿処理装置、一般的にはコンポストと呼ばれる装置から排出される臭気を新たに設置したスクラバーというものに集め、以前も紹介しましたMA-T——要時生成型亜塩素酸イオン水溶液の噴霧処理の前後で、揮発性有機物の減少値の測定などを行っております。

今回の試験期間ですが、先月の2月2日から3月1日までの約1か月の時間をかけて取り組ませていただいております。現在、専門機関において、当該データの収集と分析作業に入っておりますので、具体的な試験結果は、今日現在、本町には届いておりませんが、昨年の6月からスタートしました当該実証試験は、とどまることなく進めている状況です。

加えて、当該MA-Tシステムに関します新しい情報を紹介させていただきますと、今申し上げました昨年6月から実施しております臭気消臭試験も関与しますMA-Tシステムをめぐる全国的な産官学連携のプロジェクトが、先月2月14日に開催されました内閣府主催により第6回日本オープンイノベーション大賞の表彰式にて、最高位である内閣総理大臣賞が授与されました。

この日本オープンイノベーション大賞について簡単に説明を申し上げますと、オープンイノベーション——開かれた革新技術の手本となる先導的・独創的な取組を表彰し、我が国の革新技術の創出を加速するために創設された規模と名誉が極めて大きな表彰制度です。この受賞をきっかけに、MA-Tのさらなる認知度アップにつながることを期待しておりますと同時に、臭気低減が確実に図れるシステムであることが早急に証明され、一日も早く社会実

装できることを切に望みつつ、努力してまいりたいと考えます。

令和6年度の新年度予算におきましても、これに関する予算の計上もしておりますので、その他、町内、町外、県外含め、臭気対策で効果を表しているものの、研究等はこれから先も進め、一日でも早く臭気問題が本町から解決できるように尽力していきたいと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） すばらしい取組だと思います。一日も早く実用化されることを本当に切に願うところであります。畜産農家の方々も好きで悪臭を出されているわけではないことはよく分かっています。川南町に貢献されているのも分かっています。しかし、住民の方々も我慢に我慢をしているのです。では、どうしたらいいのか。私が思うには、畜産業の方、食品製造業の方、悪臭で困っている川南町民の方々とうまくいく方法は、アース製菓さん頼みだけではなく、やはり川南町、行政に悪臭対策課をつくり、徹底的に取り組むべきです。川南町の一番の課題ですから。副町長、いかが思われますか。

○副町長（河野 秀二君） 言われる趣旨のことは十分理解できておるつもりですけど、今、ここで即答できることは控えさせていただきたいと思えます。

○議員（三原 明美君） 分かります。町長がまた見えたときにしっかりと行っていきたいと思えますが、悪臭対策課は必ず必要です。よく考えてください。

次に行きます。次に、中学校の通学路について、昨年の6月の定例議会から質問いたしております中学校の部活終了後の通学路の安全照度の件ですが、12月定例議会では、町長は「非常に真剣に受け止めております。ここでお約束をさせていただきます。来年の3月までには、そういう暗い箇所をちゃんと確認して設置できるように道筋をつけたいというふうに思っています」との回答でした。その後、今日は町長はいらっしゃいませんが、教育課としてはどう思われますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、校長会にて、校長先生を通してということで、学校のほうに、今、通学路で暗い箇所があれば要望を出してくださいということでお願いをしたところです。これ、中学校のみならず、小学校の校長先生もいらっしゃる場でお願いをいたしました。

これを受けてということで1か所、1つの中学校のほうから、ここは通学路で暗いからということで御要望を頂きました。こちらに関しましては、まちづくり課のほうに要望としてお伝えをしているところであります。

以上です。

○議員（三原 明美君） こうやって少しずつ川南町の通学路が明るくなってくれたらいいなと思います。全地域が今年の秋には「明るくなったね」と言われるような通学路にぜひともしてほしいと思います。

次に行きます。公営塾についてお尋ねいたします。

12月定例議会で質問いたしました公営塾、町長は大変いい取組だと答弁していただきましたが、「財源としてふるさと納税を使われてはどうか」の私の質問に対して、町長は「ふるさと納税を使い、給食費、入学祝い金、高等学校等の就学支援等に使っている。皆さんの要望以上に金額は使っていると私は思っています」と町長は言われました。そうですね。大切な部分に使っていただいていると私も思います。財源にも限りがあると思いますが、子供の学力は子供の将来を左右する大切な部分だと私は思いますが、12月の定例議会後、教育長はどのようにお考えいただきましたでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

前回お話をさせていただきましたけど、現在は中学3年生を対象にということで公営塾のほうの取組を行っております。本年度も取組を行わせていただいて、もう既に終了したところでもあります。目標とするところが高校受験を目標にということでやられている取組でありますので、終了のほうを行っております。取組の内容といたしましては、英語と数学を隔週で塾を行い、生徒の約90%が参加というような結果になっております。

なぜ中学3年生かということなんですけど、これが、部活が終了して時間的余裕ができて、多くの生徒が参加できることを捉えてということで中学3年生での取組を行っております。来年度におきましても、同様の取組をする予定で考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 中学3年生が受けている公営塾の財源経費はどうなっていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公営塾の財源がどうなっているかということなんですけど、現在、確認しないと私のほうで分かりかねますので、ちょっと確認をさせていただいた上で御返答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 私は、公営塾に使える補助金はないのかと思い、2月14日に、Zoomを使って文部科学省の方へ、公営塾に使える補助金の件をお聞きしました。残念なことに、公営塾用の補助金はないが、学校を核とした地域力強化プランの予算があるので、やり方によっては使える可能性もあるとのことでした。川南町は、この学校を核とした地域力強化プランの補助金は使われていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

補助金の活用をしているかということなんですけど、こちらもちょうど確認しないと、私のほうでは現在把握しておりませんので、また追って御返答したいと思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 文部科学省の方から頂きました資料によりますと、今、国の考えは、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障害や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だ

けでなく、社会全体で子供の育ち方を支えていくことが求められています。

一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく、予想困難な未来が来ることが予測されています。現在ある仕事の多くが、10年後、20年後には軽減し、子供たちの半数近くが現在存在していない職業に就くことになり、学校では教えていることが将来の社会で通用しないのではないかといった指摘がされています。

2020年からの新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくる」という理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、未来のづくり手となるために必要な資質・能力を育む、社会に開かれた教育課程の重視、その理念を前文に明示しています。この理念の実現に向けては、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要と国は言っています。

延岡市では、子供育成支援として、延岡市内にある小中学校に対して授業支援を行い、学習環境の整備を図り、学校教育の充実・向上に寄与することを目的に、平成20年度、文部科学省指定学校支援地域本部事業活動を開始、中学生に早い段階から数学と理科の基礎力をつけさせるため、初めは旭化成OBの22名の活動からでしたが、平成24年からはNPO法人化され、今では、企業、市役所、教員OB、一般の方々が加わっています。令和4年度には、延岡市内12の中学校、5つの小学校で150名の方々が活躍中です。算数・数学、英語を中心にしつつ、ニーズに応じて家庭科実習を含む全教科で授業支援を行っています。

このような取組は基本ボランティアとなります。文部科学省の方が「謝金などに使える可能性はあるかもしれませんね」と言われました。2月に、小学校の先生とお話する機会があったのですが、その先生がおっしゃるには、「ボランティアの方々には大変お世話になっていて、とてもありがたい。助かっている分、気の毒な気持ちもある。できることなら謝金を出していただくといいなという思いもある」と言われました。まさしく国の支援でできることです。

川南町では、山茶花ふれあい学園さんがすばらしい取組をされています。延岡市のような取組もいい考えだと思います。教育長、いかがでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） まず、先ほどの御質問のお答えからさせていただきます。

公営塾の事業につきましては、新年度で52万5000円の県補助の放課後子どもプラン事業補助金、それから、190万円がふるさと振興基金繰入金、残り8万3000円が一般財源というような内容になっております。したがって、補助金、それから、ふるさと振興基金を財源にしてということで予定をされております。

それから、御質問ですけど、山茶花ふれあい学園の活動等ということなんですけど、地域協働活動として委員の皆さんにいていただいて、川南町においても活動は行っているところです。特に学校運営協議会の中で、地域と学校と保護者の方が一体になりながらとって、様々な活動を行っていただいております。先般も、この1年間の活動の内容についてということで御発表いただいて、各学校、こんな取組、地域と一緒に取組をしているよという情報

の共有を行ったところです。次年度におきましても、学校運営協議会を中心にということで、地域と学校が一体となっているような取組を行うということを目標に、新年度になっても活動を続けていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（三原 明美君） 子どもの生活・学習支援事業のひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子ども学会で特有の課題に対応し、学習支援の提供を貧困の連鎖を防止する観点から行うことにより、生活に困窮する家庭の子供の生活の向上を図るため、また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料・模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しすると国が言っていますが、川南町はこの学習支援を使っていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援を行っているかということですが、困られている方ということで、就学援助制度というのはございます。そちらのほうは、国の補助金を受けながらということで、収入に応じてということで、学用品とか、それから修学旅行の費用等の補助援助というのは行っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 本当に補助金、支援金のことをしっかりと勉強していただきたいです。今は学力主義の世の中です。学力があれば行きたい大学にも仕事にも就けます。仕事も、今、ほとんどが大卒が条件になっています。川南の子供たちがなりたい職業に就けるように、子供たちの学力アップのために、公営塾のことを真剣に取り組んでいただきたいと思っております。また、延岡市のような取組もぜひ考えてみてください。子供たちの能力を精いっぱい伸ばしてやろうではありませんか。

次に行きます。持続可能な商店街について質問いたします。

12月定例議会で、持続可能な商店街について質問いたしましたが、そのとき、町長の答弁は、「行政も商店街の皆様からの意見、いろんな人からの意見をもらい、少しずつ前に踏み出す勇気が一番大事」と言われましたが、その後、どのように考えていただけましたでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

その後ということなのですが、あのときお話ししたように、様々な支援策を町としても実

施しております。現在、商店街に新たに12月に1店舗お店ができました。実は3月に3店舗、さらに増えていくようになっております。これも様々な支援策というのが功を奏しているのかなと思います。

あと、御存じだと思うんですけど、先月も軽トラ市等もまた開催されまして、だんだん人の流れが戻ってきているということになっております。

12月の議会のときにでも答弁させていただきましたけど、キャンプ誘致についても、関西のほうに営業に行ってきましたということをお報告させていただいたんですが、その効果もありまして、かなりの数の団体が今視察に訪れております。本日も、今日午後にサッカー関係のキャンプについて視察が来るようになっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 店が増えて、人がたくさん商店街に来ていただけるようになると、本当にいいと思います。持続可能な商店街になる仕掛けをやっぱりいろいろとされているんだと思います。私も行政と商店街と商工会と町民とともにぜひ考えていただきたいと、12月の定例議会でも言いました。そのときに、その後に考えたんですが、この中に専門家がいてくださるといいな、専門家の意見を聞いて、具体的に方向性が生まれていくのではないかと思ったのですが、しかし、専門家に頼むにはお金が要ります。たしか以前、詳しいことはよく分かりませんが、商工会が専門家に頼まれたことがあったと聞いていますが、料金が高かった割には何も変わらなかったという話もありました。このことを考えると、なかなか難しいと思います。

そこで私も調べました。2月14日に、経済産業省中小企業庁商業課の方へ、Zoomにて質問いたしました。商店街のシャッター通りを何とかできないか、持続可能な商店街をするためにはどうしたらいいのかというのを聞いた中で、令和6年度における商店街等活性化支援事業は、商店街等を支援対象に加えた上で、中心市街地・商店街等診断・サポート事業があり、その中に巡回型支援があり、商店街等からの問合せ、端緒に専門家が現地を訪問、地域課題の特定や次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイス等を実施、また、パッケージ型支援では、複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化等、2番に、中小企業アドバイザー、協議会運営支援事業、地域カルテDB運営事業、この4事業を中小企業庁経済産業局の三者連携の下で実施するとのことでした。その中に、この専門家の派遣に要する経費は、原則として内閣府が全額負担、また、必要に応じて複数回利用することも可能で、派遣後も内閣府職員が引き続き相談に応じるようです。この支援は御存じでしたか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

支援を知っていたかということについては、私はその内容については存じ上げておりませんでした。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 2月15日に、経済産業省中心市街地活性化室の方より、専門家派遣事業について、九州経済産業局とも連携し、川南町様に周知を行いたいと言われました。申請は商工会がしなくてはいけないそうですが、商工会と連携して、ぜひともこの支援事業を使い、持続可能な商店街にするために動くべきです。そして、商店街の方々も自分の店をどうにかしたいと思っただけでいいです。シャッターを閉め、売上げがなくても、毎年、固定資産税はやってくるのです。できることなら店を開け、店の売上げから固定資産税を払えたらどんなにいいことか。後継者問題、高齢化、ネットショップなどの問題を抱え、小さな町の商店街はなくなる寸前まで来ています。

行政は、支援はしっかりやっている、予算もしっかり出していると言われるかもしれませんが。もちろん、予算が出るのはありがたいです。しかし、そこだけでなく、商店街が何を求めているのか、もっと商店街の方々に寄り添っていただき、話合いの場をつくり、これからの商店街の未来を広げていくプロジェクトチームをつくっていただき、持続可能な商店街になるように、国や県と連携しながら真剣に取り組んでいただきたいと思います。副町長、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 私もホームページ、過去に見たことがあります。要は、ポイントになるのは、地元の方々がそういった事業の受入れ体制というか、その辺が一番のポイントとなると思います。でないと、補助事業を申請したはいいが、長く続かないということもあり得ますので、取組をするには、よほどやはり地元と町とが商店街の方々のコミュニケーションが取れていかないと、そこがコミュニケーションが取れてから事業の申請という流れになるのかなと思っていますので、産業課長等も意見を交換しながら、前向きな取組をしていきたいと思いますが、やはり地元が主かなというふうには思っています。どちらが主になるかは、それは相互に話し合えばいいことですがね。ポイントは、やっぱり地元の方々といかにコミュニケーションが取れるかがポイントかなというふうに思っています。

以上で終わります。

○議員（三原 明美君） プロジェクトチームをつくっていただきたいと思います。この川南町から商店街がなくなって困るのは川南町民です。

次に行きます。次に、地震対策についてお尋ねいたします。

令和6年度に危機管理室ができますが、どのようなことが目的で設置されるのでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

これまでの防災対策は、事務職員が研修や知識の習得を経て実施されるハード面の整備が主なものでした。今後は、ソフト面、避難訓練や図上訓練などに力点を置きたいと考えております。

今回、自衛隊OBの方が就任していただくことになっておりますので、防災・減災に備える事務方と被災したときに即応力を求められる実務方がそろいますので、より一層、防災・減災対策が進むものと期待しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） もしも地震が来たときの危機管理室の対処・措置はどのように行くのでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 来月、対策監が就任される予定ですので、対策監の持っているノウハウ、そういったものを活用しながら、今から組織づくりをしていくつもりです。それに併せまして、福祉関係からも危機管理の中に人選を入れてほしいという要望も来ておりますので、併せてその辺りを対策監と協議しながら組織づくりをしていきたいというふうに思っています。まずは青写真を描くことから入るのかなというふうにイメージしておりますけど、もう少し時間がかかると思います。

以上で終わります。

○議員（三原 明美君） では、避難所の確保はどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） つい先日なんですけれども、配布させていただきました防災ハザードマップ、これに避難所を記載しております。また、ホームページ等でも確認できるようになっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 避難場所は何か所ぐらい、今の現在で考えておられますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

避難場所の決定につきましては、その災害の提要とか状況に応じて、風水害であるのか、地震対策であるのかということで、使える条件のいい避難所を防災会議の中で決定して運営していくというふうになると考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今の現在は、避難場所の箇所はまだ特定されていないということでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ハザードマップで、ここは避難所になり得るであろうという避難所の指定はしておりますが、先ほども申しましたとおり、被害の状況等によって使える施設を有効に使っていくというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 南海トラフが来た場合、避難場所に入れない方々はどのようなことを考えておられますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 様々な想定がされるとは思っておりますが、まずは弱者の方から避難所の中に入っていただくことになるかと思っております。あとは、車中避難であったり、遠方に避難するという方が出てくるかと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 遠方とか言われましたけど、道路とかが使えるかどうかとも分からないですね。こういうのは早めにどうするかということを考えていただけたらいいなと思

います。それと、備蓄品はどこにどれだけ用意されているのでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの備蓄品の備蓄状況ですが、中央地区以外の各自治公民館に100人の3日分の食料品、救護用品、生活用品、照明や資機材等を配備しております。また、令和6年度当初予算におきまして、庁舎敷地内に新たに防災倉庫の設置と備蓄品の追加備蓄を計画しているところです。あわせて、通浜地区にも防災倉庫を設置して物資を備えることとしております。

以上です。

○議員（三原 明美君） この数では、川南町全員にはとても足りないと思います。誰のための備蓄なのか。大体、今、弱者の方ですよ。多分そうだろうとは思いますが、私も備蓄品はそれぞれの御家庭で用意していただくのが一番いいと思います。何もかも行政頼みでは行政がパンクしてしまいます。これまで備蓄は3日分あれば十分と言われていましたが、非常に広い地域に莫大な被害が及ぶ可能性のある南海トラフ地震では、1週間以上の備蓄が望ましいとの指摘もあり、水は地域の状況次第では家に2週間分備えておくといいと言われています。これを全て行政で備蓄することは無理な話です。

そこで、防災無線の登場です。災害時のときに、備蓄の必要性、何が要るのか、それぞれの地区の避難所はどこなのかなど、防災無線で流していただきたい。また、2月末に川南町まちづくり課さんから防災ハザードマップが届きましたが、その中に、防災ハザードマップの活用と書いてあるA4の用紙が入っていました。皆さんは見られたと思いますが、その中の一つ、「1、ハザードマップで自宅や職場などの危険度を確認しましょう。自宅や職場などのふだんいる場所が危険な区域であるか、どのくらいの高さまで浸水するかなどを確認しましょう」など、4項目まで書いてあります。とても大事なことがコンパクトに書いてあります。この内容を防災無線で流したらいいと思います。常日頃から耳にたたき込んでいざというときに必ず役に立つと思います。紙に書いたものを貼っていても、なかなか見ないものです。そこで耳にたたき込むのです。

例えば、スーパーに行ったときに、今日はカップラーメンが安い。防災無線が、備蓄をしないと南海トラフが起こったら食料が1週間分要ると言っていた。そうだ、買おう。そこから備蓄についての関心が出てくるのです。また、家族の話の中に、防災無線を聞くことにより、避難所がどこにあるのかの確認ができます。防災無線の役割は、屋外拡声器や戸別受信機を介して市町村役場から住民等に対して直接同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムですが、今の川南町の防災無線は、行政情報専用無線になっていませんか。もちろん、行政情報も大事ですが、防災情報が最も大事ではありませんか。自助・共助の重要性を確認していただくためにも、また、町民をしっかりと守るためにも、防災無線の使い方の工夫をいま一度検討してください。いかがでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、防災無線なんですけど、緊急時に正確に使えるようにということで、なるべく行政情

報を毎日流して、その機器が正常に稼働しているということを確認する意味でも行政情報を流しているところです。

それと、防災無線を使って防災情報を流してほしいという御指摘だったんですが、地域地域で実情が違ってまいりますので、その地域地域でできるのであれば、そういったことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） その活用をお願いいたします。時間がありませんので、水道施設は1つだけお聞きします。

水道施設について、川南町の水道管は全て耐震されているのでしょうか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町の配水管の延長が約260キロございますが、そのうち、令和4年度末で耐震管であるというものは約36キロございまして、耐震化率は約14%となっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 全部完成するのは何年後ですか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 何年後かということですが、全てを耐震化するまでの計画は現在立てておりません。配水管の大きな200ミリ以上のもので耐震化率が約47%となっております。現在は、この配水管の200ミリ以上の大きな管、それを耐震化することを考えております。それにつきましては10年ぐらいでできるのではないかと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 質問したいことがあります。6月に回したいと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 次に、乙津弘子君に発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） こんにちは。お昼前のちょっとおなかのすいた時間ですが、たくさん硬軟織り交ぜて質問をいたします。盛りだくさんですので、ゴールまで行けたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

あとは質問席で行います。

全員協議会のところで座らせて質問させてもらうと取っておりますので、この形でよろしく申し上げます。

まず、質問1、役場の守秘義務について伺います。役場職員の職務上の秘密事項の取扱いについて伺います。地方公務員の守秘義務については、地方公務員法第34条に定められておりますが、これに関して、昭和42年自治事務次官通達が発せられていると思います。全文は短いと思います。ここで読み上げてください。

○総務課長（小嶋 哲也君） 通達文の全文を読み上げたほうがよろしいでしょうか。全文を。（発言する者あり）罰則のところを読み上げるということ。では、途中までちょっと読

み上げましょうか。

地方公共団体における秘密の保持について。このことについては、かねてから綱紀の保持及び服務規律の確立の一環として、万全の措置を講じておられるところであると考えられるが、最近、国における不祥事案の発生を契機として、閣議において重ねて、官庁秘密の保持について申合せが行われたところである。貴職におかれましては、これらの経緯並びに昭和42年10月6日自治公1第50号地方公務員の綱紀肅正及び服務規律の確保についての趣旨を十分勘案し、下記事項について御留意の上、今後とも、綱紀の保持、服務規律の確立のために、遺憾なきを期せられたい。

なお、機関下市町村に対しても、速やかにこの旨の示達方を願います。

1、地方公共団体における秘密の保持は、行政の公正な運営を確保し、公の利益を保護し、もって住民の信託に応えるために不可欠のものであること。

2、職員は、その在職中はもとより、退職した後においても、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、これに違反した者は、服務規律違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、刑罰を科される者とされる。これによって、その実効性が保障されているものであること。それゆえ、これらの規定の運用については、厳格な態度で臨まなければならないものであること。

ここまででよろしいでしょうか。

○議員（乙津 弘子君） 大体読まれたように思いますが、罰則により実効性を保障とありますので、罰則というのは具体的に言いにくいでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） その罰則はどのようなものかという御質問ですけれども、今回、地方公務員法第34条の守秘義務について、職員が許可を受けずに公表すれば、懲戒処分の対象となることはもちろんのこと、刑罰の対象となります。

懲戒処分では、本町では、川南町職員懲戒処分指針を定めており、秘密漏えいについて、標準的な事例と懲戒処分の種類、戒告、減給、停職、免職を示しています。刑罰については、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となっております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。昭和42年とありましたので、この通達は生きているのかどうか総務省に問合せをしました。総務省のほうから、そのまま生きておりますということで、何と50年以上前で私の二十歳の頃のことなんです。びっくりしました。それぐらい不変の大事なことなんですね。それがよく分かりました。

じゃあ、次に行きます。3番、地方公務員法に独自の罰則を設けているのは数少ないと承知していますが、それだけ重大な地方公務員の服務規律なのだと認識しています。

そこでお尋ねしますが、さきの2月臨時議会において議題となりましたサンA及び図書館の指定管理者の件についてお伺いします。

7名の審査委員が業者の採点を行い、審査委員会として評価をしたわけですが、委員会全

体の評価点は当然明らかにすべき事項であります。常識的には、個々の委員の採点は守られ、秘密にされるべきものだと考えます。本町においては、これは守秘事項に該当しないとお考えでしょうか。私は、個々の評価点は守秘義務に当たるとして公開すべきものではないと考えますが、執行部はどう考えられますか。

○総務課長（小嶋 哲也君） ここで、守秘義務について説明を、解説をちょっとしたいと思います。

国家公務員にはなりますけれども、人事院ではホームページで、職員の守秘義務について、次のように掲載しております。

行政は、国民に対して公開されることが原則ですが、行政目的を適正に達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。

そこで、職員に対して守秘義務を課しています。本条の秘密とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものこととされております。一般的に、入札情報、個人情報など、外部に漏れると町や個人の利益を著しく侵害したり、事前に内容を漏らすことが行政の遂行を阻害したりする事項などは秘密にしなければならないとされております。

このように掲載されておりますけれども、これらのことは地方公務員においても同様と考えております。本町におきましても、行政の公開の原則に基づき、川南町情報公開条例を制定しております。この条例で制定している非開示情報が、いわゆる秘密に当たると解されます。非開示情報の主なものとしましては、個人情報、法令等により非公開とされている情報、公にすることにより、人の生命・財産の保護等に支障が生じるおそれがある情報、あと、公にすることにより町の機関等の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどが規定されます。

この中で、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは、単にその抽象的な可能性があることではならず、法的保護に値する程度の具体的蓋然性が必要であると言ふべきであるとされております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ところで、2月5日、本件議案採決の本会議において、同僚議員3名が少なくとも教育長個人の採点を把握しており、これをもって教育長の追及材料にしておりました。昨日も小嶋議員が教育長に長く追及をしておられたと思います。そして、今日、徳弘議員がまるでもうほとんどの時間を使って、詳しく個人名も発表しておりました。ここに名前が残っております。その個人名は2月5日の議会でも発表しておりました。このような追及を改めてすることにびっくりしました。

昨日のをちょっと繰り返しますが、小嶋議員が、教育長と副町長に20点以上の差をつけたのはなぜかと追及していました。びっくりしていましたが、同僚議員は、情報公開請求で得た文書から推測したと。議会報告会、これは2月19日、改善センターで行われました。説明

していました。そもそも開示のあった文書は、その事項について守秘を表す黒塗りが施されていたと明らかにされています。それは明らかにしてはいけない事項だという公的なメッセージであります。同僚議員においても、それは十分承知の上だと理解しますが、それが判明できる内容であったのであれば、交付を得た、その交付を出した職員に対して、黒塗り、すなわち守秘の義務がないよとアドバイスし、情報公開条例に定める守秘事項を尊重する常識人としての対応があったのではないのでしょうか。まるでしめしめと同僚議員たちが暴露するような対応は、私たち議会の品位をおとしめ、傷つける行為ではないかと疑います。

これが守秘事項だとして、その扱いをしていたとすれば、これが漏れており、漏らしたのは町当局であり、地方公務員法第34条違反事案となります。意図的か、手違いかは別にして、秘密保持がざると疑われれば、例えば、町民の収入を疑う確定申告など、危なくてしょうがないという不信を招くのではないのでしょうか。つい最近も、3月3日、御存じとも思いますが、綾町全町民情報漏えいというのが3月3日の宮崎日日新聞のトップ記事になっております。これぐらい漏えいというのは恐ろしいことなのです。答弁を求めます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えします。

1月17日に指定管理者の選定委員会が行ったプロポーザル審査の結果につきましては、情報開示請求を受け、公文書の開示を行っております。開示請求は教育委員会宛てで、教育長の決裁を受けて開示を行っております。

先ほどもありましたように、個人情報に当たる部分、そういったものに関しては開示をしないということで、黒塗りでということ資料のほうを開示させていただいております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） ただ、審議委員会の席の順番、そして、個人個人の点数、個人の名前を消していても、例えば、教育長、副町長の肩書が残っていたら、副町長は1人しかおられませんか。教育長も1人です。もうこれが誰の点数か分かりますね。それから、席と点数、1、2、3、4、5、6、7、これはやはりひどくずさんな、雑な開示の仕方ではなかったかと思えます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

情報の開示を行って一覧表のほうを出させていただいております。各委員さんが番号で示されており、そこでどのような点をつけたかということ整理させていただいた資料が公文書としてありましたので、出させていただいております。

この件に関してなんですけど、そもそもは、総合計点が上のほうが1位、次点のものが2位という形で審査をするということをやっておったところなんですけど、選定委員会の中で、とある委員さんから御発議があって、それぞれ誰がどちらを多く点を入れたかというのを明らかにしてほしいというような求めがありました。この求めに応じてということで、選定委員会の委員長である副町長も同意した上で、どなたがどちらに何点入れたかというのを整理することになりました。それに基づいてということで、今回、開示させていただいてお

る資料のほうが作成されたという経緯になっております。そもそもは、どちらが上かだけで決めるということで取り決めてやっていたところなんですけど、そちらのほうも明らかにするということで、今回、そのような表が出来上がっております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） いずれにしろ、ちょっと分かってしまうという雑な開示ではありましたがね。これはやはりこれから気をつけていただきたいと思います。

次に移ります。役場の事務の見直し、そして、レベルアップを望む。

この見直しとこれを望む前に、私、ちょっと唐突ですが、昨年9月議会の頃、遠く遠く半世紀前ですが、大学の1年生になったような感じを思い出しました。議会で、委員会で勉強させてもらっているみたいなと思いました。ついでに勉強しながらお金をもらっていると思いました。課長さんたちが各課のスタッフを連れて委員会に登場し、説明をしてくれます。これは、町民の皆さん、私は一町民であって、議員ではなかった頃、よく分からないところでした。説明をしてくれます。まるでドクター回診のようです。課長さんたちがとても知的で意欲的に見えます。仕事に誇りを持っておられるからでしょう。

課長さんたちは、ここにおられる14人の課長さんたち、川南町の唯一のシンクタンクです。後顧はないんです。あなたたちが知的なこと、いろんなことの頼りなんです。それを本当に多分自覚されていると思いますので、私自身はこれからも御教授を、そして、皆さんの御活躍をと思っております。よろしく願いいたします。なかなかこんなふうにならなくて迎える場がなかったので、昨日、突然思い出しましたので、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、とはいえ、いろいろ申し上げたいことも出てきました。

まず、職員の職務怠慢で源泉徴収漏れの8万円の延滞金を支出せざるを得ないとは驚くべきことです。

2点目は、保育所への町・県・国の交付金の誤認による措置、これもびっくりしましたが、ただ、保育所が誤解していたように書かれていた新聞記事にはちょっと憤慨しました。

3点目は、第2鶏ふん発電所の申請受理の件です。同僚議員の質問に対し、町長が「申請書を受理していない」と答弁した後、実は受理していたことが判明しました。この件は、同僚議員が一般質問をしていたので、報告の準備をしていなければならなかったはずですが、また、一般質問を議場でしているときに、すぐに手を挙げ、答弁の準備をするべきです。

令和4年9月、産業推進課に申請があった際、関係者が集まり、協議して申請を受けたとあります。昨年12月議会のほんの一年少し前のことです。これは、記録どころではなく、記憶の範囲だと思います。町長も議員もうそをつかれたのです。もちろん町民も。12月議会の最終日、閉会の日に、古墳発見、遺跡発見という感じで「見つかりました」と言われても、審議できません。民主主義の基盤は、正確な情報です。事実を正確に早く報告すべきです。

4点目は、今回の情報公開の私には不適切に思える事務処理です。

5点目は、つい最近のことです。私は、危うく公文書偽造の犯罪者に仕立てられるところ

でした。さきの2月臨時議会において、私は、内藤議員とともに議事録署名議員を命じられました。この議事録については、それぞれ熟読・精査をし、その結果、私は2月16日に署名をし、この議事録は真正なものであると確定しました。ところが、その4日後の2月20日、私は、2月5日臨時議会の議事録の書換えを同僚議員に求められました。それは、サンAと図書館の指定管理者の議案の一般質問において、その議員いわく、私が議会において発言した図書館の選定委員の名前を議事録から消したい。委員に迷惑をかけるからという理由でした。あきれました。個人名、点数をあなたが言ったのを議場の皆さんは覚えていますよ。個人名、点数はインパクトがあります。言ったこと自体が違法に近い上に、それを消そうとするのは二重に悪いですよと説明して、書換えをもちろん断りました。内藤議員も断りました。

ここで、署名が完了した議事録は公文書になります。だから、議事録の書換えは公文書偽造になり、刑法第155条に定める犯罪です。何と1年以上10年以下の懲役であり、罰金刑はないという大変な犯罪です。お金で済まないんです。これに加担すれば、私は恐ろしい穴に落とされるところでした。ただし、落とされるのは、議事録に記名している責任者の議長、2名の署名議員の3人で、頼んだ議員は名前がありません。議事録に。落とされないという、喜劇のような、悲劇です。

大阪で、森友学園をめぐる公文書の改ざんを強要され、財務省の近畿財務局職員の赤木俊夫さんという方が2018年3月7日、あした、自殺し6年になります。生きていれば60歳になります。悲劇そのものです。

10日前の2月9日、議会報告会で、意見箱の利用について投書を隠さないという当たり前の約束をしたばかりです。そして、また隠そうとする。意見箱は町民のためです。署名をした議事録は公文書で、永久保存で、町民のもので。議事録、公文書偽造、常識で考えても変だな、いけないよと思えることをするのか。

図書館の指定管理者の件について、ずっと公文書偽造と言い立てていますが、あれは執行部の手違い、間違い、ぽかです。議事録改ざんこそ公文書偽造そのものです。

この議員は、SNSで、まるで副町長を容疑者のように書いている新聞記事とともに、公文書偽造と書いて拡散しているようです。町民の負託を受けた議員、それもベテラン議員のすることかと、私は頭の中でわめいていました。恥を知れ、恥を、と神様が町民に代わって叫んでいます。

時に、このやり取りは議会事務局においてなされたのですが、事前に知っていたと思われる事務局長等の職員の方が、そのような違法行為をとどめる等の行為をしなかった対応は、地方公務員法第32条の法令遵守義務を怠った行為ではないかと思います。役場の業務ミスは、役場内部だけの問題にとどまらず、町民全体の生活に影響を及ぼすことになるので、まず法令遵守、そして常日頃からの見直しとレベルアップが必要だと思います。

各部門の長の方、課長さんや局長さんは、日頃どのように指示指導をなされているか、町長がおられませんので、その方たちに具体的に聞けたらと思います。お答えください。

○総務課長（小嶋 哲也君） まず、乙津議員の1点目ですけども、源泉漏れの支払いの遅れによるものの問題ですけども。

その件につきましては、専決処分でも報告しましたとおり、大変申し訳なく思っております。こういった業務について、発生したミスについては、その時の発生の重要度に対応して、臨時庁議を開催して、情報共有と再発防止策を話し合うようにしております。それ以外は、通常は、職員間で課内ミーティングを開いたり、また軽微なものについては定例の庁議等で情報共有を図って、できるだけミスがないように取り組んでいきたいというふうに考えて、日々業務に当たっております。

また、職員のレベルを上げるという意味では、人材育成基本方針を今年度改定して、さらに人材育成のみならず、いろんな職員の確保とか職場環境の確保とかそういったものを総合的な観点から見直して改定を行っておりますので、それに沿って努めていきたいというふうに思っております。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からといたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（乙津 弘子君） 3つ目ですが、役場の町民対応について提案します。

職員全員で1時間ずつ総合受付をするという非常にシンプルな提案であります。12月議会では総合受付について提案しましたが、いろいろ答えていただきましたが、3月の議会のときには検討の結果について報告をということでしたが、目からうろこの提案を改めていたします。

12月に、町議会は、人口問題対策調査特別委員会というテーマで、議員全員で行政視察に行っていました。視察地の一つ、鹿児島県東串良町の役場玄関、入ってすぐに総合受付、女性職員の方がお一人で立っておられました。尋ねますと、役場職員全員で1時間交代でやっております。今年度から始めました、と。東串良町の人口は6,000人余り、川南町は1万4,600人。半分以下の自治体でもやっております。人口の問題でなく、町民への姿勢です。相談担当者の後ろに、案内のチラシ、ポスターなど貼ったボードがあり、分かりやすい感じのコーナーになっていました。

さっきの役場の事務のレベルアップに大いに役立つかと思えます。町の人とじかに対応することで、縦割り防止のための視野の広がりが期待されます。朝9時から午後5時まで8時間を8名、昼休みも入れてです、もちろん。1週間で40名、川南町役場の職員は160名。1月にほぼ1回、1時間担当になります。実施にさほど困難性はないように思われますので、できたら平成6年度4月から始められたら、ちょうど切りもいいかと思われますが、いかがでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 1時間でも職員を置いての総合窓口を実施したらということですが。

ただいま平成6年度と言われましたが、令和6年度ということですよ。

一応、12月の議会でも答弁しましたとおり、以前、職員を1名配置して3年間実施したという経緯がありましたけども、そのときもやはりニーズがなかったのではないかとこのように考えております。

今回1時間ずつということでの御提案ということではありますが、先ほど職員の能力を上げるということもありましたけど、人材育成方針の中でも示しているんですけども、今後、職員の確保が非常に課題になってくるというふうに考えております。ですので、総合窓口を設置するというよりも、職員一人一人の能力を上げて、来庁した方を見かけたら積極的に声をかけるようにした方が住民サービスとしてはいいのではないかとこのように考えますので、今後、各課が連携した対応を実施することで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 何か非常にもったいないなって感じがするんですけど。

この東串良町、それから行きました三股町、もう一つ、鹿屋市、それからやねだん、これはいずれも人口が増えている、そういうまちなんです。本当に、三股町は宮崎県でたった1町のみ、地方自治体で増えているたった一つのところ。そして、この東串良町。こういうところを頑張っているところは人口が増えるんだな。ほかにもいろいろ要因はあると思いますが。

ちょっと大事なことを、町民とじかに接触する。役場の中で町民とじかに、なかなか接しにくい部署もあると思います。これは、私は、ちょっと、はい、そうですかと言えないものを感じます。検討していただくことはできませんか。どうですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 検討することはできないかということではありますけども、現在は、人材育成基本方針を先ほど改定しましたということで報告しましたけれども、それに沿って、組織の在り方等、また人材育成等、そういったものを進めていきたいと思っておりますので、総合窓口については考えてはいないところであります。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 分かりました。しかし、ちゃんと検討事項として頭の中に置いておいてください。

次の質問に行きます。脱炭素社会のアンケートについて。

このアンケートの費用はいかがですか。10月10日までに事業者用と個人用と出して、10日までに投函となっております。私がこれを知ったのはその後だったような気がしますが、このアンケートの費用はどれぐらいですか。お聞きします。

○環境課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

川南町脱炭素社会に向けた住民アンケート調査は、令和5年度再生可能エネルギー導入計

画及び地球温暖化対策実行計画を策定するため、無作為に抽出した本町にお住まいの18歳以上1,000人の住民の皆様並びに本町に拠点のある事業所300か所に対して、環境や温暖化対策に関する御意見をお伺いし、その状況を把握するために実施したものであります。

また、先ほど申しあげましたアンケート調査を含みます計画策定事務作業につきましては、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所に委託し、無事完成に至りました。

加えて、当該委託料の総額ですが1,386万円、これは消費税込みであります。このうち当該住民アンケートに要した費用は約238万円であります。

最後に、当該委託料の総額に対しましては、環境省補助事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、括弧書きで地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業から800万円、補助率にしますと約58%が、一般社団法人地域循環共生社会連携協会を通して本町に交付される予定でございます。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 補助金はそれなりにあるわけですが。

私は、この脱炭素社会への取組は国全体で向かってやっています。だから。アンケートを政府が作成して地方自治体に配るべきだと思うんです。その原案みたいな。各自治体でそれぞれちょっと違うところがあったらそこは手直ししたらいいと思いますので。各自治体の質問はそう変わらないと思いますので、どうですか。それはできないんですか。国にそういうことを言うことは。お願いします。

○環境課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

アンケートの中身について、国にこういうものをというもの、そもそもそれが存在していません。加えて、このアンケートにつきましては終了しておりますので、以降そのようなことがあって、申し述べることができる環境があれば、そのときには対応できるのかなと思います。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） こういうのって、そんなに難しいと言ったら難しいけれど、やっぱり国にそれぐらいは言ってもいいんじゃないかなと思います。

全ての自治体が策定するよう政府から指示されているのか。それからやっぱりこういうのは地方のあれを優先すべきだと思いますので、政府の指示に従わない場合、どんなペナルティがあるのですか。お聞きします。

○環境課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えいたします。

全ての自治体が策定するよう政府から指示がされているのかという点でございますが。

結論から申し上げますと、両計画の策定は国内全ての自治体が策定しなければならないものではございませんが、まず、本町が再生可能エネルギー導入計画を策定した目的について説明を申し上げます。

脱炭素社会の実現を果たすためには、温室効果ガスの大幅な削減に加え、地域資源であり

ます太陽光などを含む再生可能エネルギーを最大限活用することと同時に、省エネ機器の更新等を行う必要があるため、先ほど申し上げました環境省の補助事業を活用して、再生可能エネルギーの最大限活用のための計画づくりに取り組んだものであります。

次に、川南町地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策推進法第21条に基づく策定義務がございますので、このたび策定をいたしました。

この2つの計画の推進を図りながら、本町における脱炭素社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後に、つくらないからといってペナルティーがあるかということ、ペナルティーなどは存在しないというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 今のお話を聞きましたら、こっちが先に欲しいと言ったという感じがちょっとしました。国から先に言われたというよりは、こちらが再生エネルギーについて進めていきたいと。いわゆるエネルギーの地産地消ですね。どうも目的はそこにあったわけですね。ちょっとなんかこれは、そのことについて、何かあれという感じがあって、なんかちょっと不思議な感じがしますが。はい、分かりました。ちょっとこうもやもやとしているので、またいつか聞くかと思います。

次に行きます。脱炭素社会へ向けての取組はもちろん大事ですが、川南町には、臭い問題という最優先の課題があります。危機管理対策監と並んで臭い問題対策監を置くべきです。検討してください。どうですか。

○環境課長（河野 英樹君） 乙津議員、すいません、確認ですけど、質問の用紙に、（3）番、アンケートの目的は、というふうに問われているんですが、これはお答えしなくてもよろしいですか。（発言する者あり）

それでは、（4）番の臭い問題の解決が優先課題ではないのかという点についてお答えいたします。

議員が申されたとおり、本町における臭い問題は、第6次長期総合計画の前期基本計画におきます農業振興のその他の課題として、本町にとって長年の課題である臭気問題についても、老朽化した畜舎の更新、設備導入等の支援など、飼育衛生管理を進めるとともに、臭気低減に努めなければなりません、と臭気対策を町の大きな課題として捉えておりますと同時に、環境保全の推進の項目におきましても、生活環境の保全のため、公害防止に努めます、苦情への対応について早期改善・解決を図ります、との強い意志を示しております。

このように、役場複数課の課題として取り上げております臭い問題は、紛れもなく本町の最優先課題の一つであると認識しており、先ほど三原議員の御質問の中でもお答えしましたが、アース製薬との事業連携などを通して、畜産由来の臭気低減に向け、一生懸命に取り組んでいるところであります。

一方で、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの大幅な削減などを含みます脱炭素社会

の実現も先送りできない、本町を含む世界的な重要課題であるとも認識しております。

よって、その対策を講じるためのアンケート調査含めた2つの計画づくりに、今年度、臭気問題の解決と同時進行で取り組んだものでございます。

最後に、臭いの対策監という、すいません、正式名称をちょっと忘れてしまいましたが、そのようなポジションを必要じゃないかというようなことですが、政策的なことになりますので、私の立場からちょっとお答えすることはできません。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 大変ありがとうございます。すごいレポートで、まさに大学の先生という感じでした。ありがとうございます。

さっきの三原議員の臭い問題についての質問、それから、あなたの、すごく勉強になります。本当ここで勉強させてもらっている感じです。ありがとうございます。

ただ、臭い問題についてのアンケートというのを私は見ていないんですが、今までにありましたか。これからする予定ですか。

○環境課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

これまで長い川南町の歴史の中で、臭いに関するアンケート調査があったかということでしょうか。すいません、調べておりません。私が4月に着任をしまして、遡ってそういうアンケート調査があったかというのは、今のところ把握しておりませんが。すいません、記憶が間違っていたら大変恐縮ですが、ゼロではなかったというふうに思っております。後ほどといたしますか、今後調べて、そのようなものがあつたらあつたという点、また今後予定することがあれば、またそのときに御報告等差し上げたいと思います。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 先ほどの三原議員の臭い対策の、その課の要求をされましたが、専門の課、それと同時に、私はこのアンケートを取るのが一番大きい問題じゃないかなと思うんです。

それから、このアンケートですが、アンケートの内容は無論、アンケートを実施していることも知らない町民が多いです。これ聞きました。全然、我が家に教育関係のときのアンケートも来ません。それで、アンケート町民があるんですかと冗談で言ったら、ありませんと、ちゃんと真面目に答えられました。それで、私は何回も来る人もあるんですねと言ったら、ありますと言うんで。これは、別にどこに出したかを隠す必要はないから見せていただけるんですか、アンケートを出した人と言ったら、いやそれはできませんと言ったんですけど。これこそ開示になるのかななんて思ったりしますが。

このアンケートについてですが、町の広報に縮小したアンケート、つまり回答欄のけて、ある程度の全部載せなくても、そのアンケートを載せて、今度、アンケートですから100%取る、全員人口を取るわけじゃないんですけど、こういうのを載せますというのを町民に知らせてくれていいんじゃないかと思うんです。また、詳しくはQRコードを見てくださいと

いう形でもいけると思うんです。検討してください。伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 乙津議員の御質問にお答えします。

アンケートを事前に、町の広報誌に載せてはどうかということでありますけども、御提案につきましては、住民に周知が図れるというメリットがある反面、場合によっては、公平さを欠くアンケートとなり得るデメリットも想定されるのではないかというふうに危惧しております。ですので、お知らせ等をお知らせや広報誌等に掲載する際は、個別に判断して掲載したいというふうに思っております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） このアンケートは町民に言えないとか言えるという、何かその辺がよく分かりませんが、詳しくまたどこかで。

そしたら、次に行きますが、5つ目の質問ですが、みんなの学校というのについて質問します。

その1つ目に、この4月1日から、孤独・孤立対策推進法が施行されます。それへ向けての、川南町の対策、対応はどうですか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの乙津議員の質問にお答えいたします。

この孤独・孤立対策推進法は、令和5年に公布され、令和6年4月1日から施行される法律です。令和6年5月から、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間に設定すると、国より通知が来ております。まずは、普及啓発ポスターの掲示や、お知らせかわみなみやフェイスブックを利用して、孤独・孤立状態を地域からなくしていくことのPRを積極的にしていこうと考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 分かりました。

私の選挙公約なんですけど、4月23日、それに向けて名刺を出したんですけど、皆さんに渡していたんですけど、その開けたところに、2つの中学校の写真あって、公約を書いています。読みます。川南町の2つの立派な中学校を大切にしよう。1つは統合中学校に、もう1つはみんなの学校。誰もが利用できる、みんなで考えてつくる楽しい学校です。

私は、孤独・孤立対策推進法の施行の一つとしてみんなの学校を提案します。多くの方が自由に来て、自由に過ごせる場所です。

ところで、教育長のお部屋の真上のところに不登校の子供たちの部屋があります。理科室も音楽室もありません。残る中学校の一つをこの子供たちのために開放したらと思います。理科室も音楽室も家庭科室も体育館も武道場もあります。何より広い広いグラウンドがあります。

川南町の2つの中学校は、普通の中学校の倍の広さがあります。広い場所で過ごしてもらったら、この子供たちの心も癒され、元気になってくれるのではと思います。障害を持っている子供たちや大人、ひきこもりの人たちも同様です。

NHKドキュメント72時間シリーズ番組で紹介されていましたが、神奈川県川崎市のどろんこパークのような設備も十分造れそうです。費用もそれほどかからず、みんなでつくる遊び場ができそうです。

そして、長い中学校問題の中で不問にされていた感じがする多くの高齢者たち。川南町の人口の4割近い高齢者たち。現在の子供たちでなく、未来への子供たちに投資をと言われて小さくなっていた高齢者たち。デイサービスの利用が経済的に、また介護度の関係で利用できない高齢者も多いと聞きます。地域の公民館、自治公民館も利用できますが、地域に関係なく使える居場所として開放されてはいかがでしょうか。

さらに、高齢者の文化活動と健康増進に役立っている中央公園そばの老人福祉館、令和8年に壊すそうです。みんなの学校が次の活動場所になればと思います。高齢者が元気だと、町の医療費削減にもなります。もちろん、川南のみんなが利用できるみんなの学校を強く提案します。教育委員会、教育課、福祉課、まちづくり課等の役場の機関と一緒に、みんなの学校プロジェクトチームがつくれたらと思っています。

12月議会で、教育長がドイツの学校の活用の様子を話してくださいました。一つの学校を建物として子供も大人も使っている、学んでいると。みんなの学校はそんな感じですか。教育長いかがでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 乙津議員の質問にお答えいたします。

私なりにみんなの学校、何だろうということを思いまして、今、乙津議員のお話を聞きながらやはり考えたことは、その意図していることが今理解できましたので、お答えしたいと思います。

教育委員会には、私含めて5名のスタッフがおります。それから、教育課のほうとしては三好教育課長中心に16名のスタッフがおりますので、やはり、これ、とても将来的に考えれば大切なことかと思っておりますので、そういう会議を持ちまして、善処の方向へ持っていったらなということを感じましたので、また今から先、こういう2つの委員会のほうで検討していきたいと思っております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 傍聴席のたくさんの皆様、お疲れさまです。国民年金党をつくりたいと思っている河野禎明です。

昨日の同僚議員の質問に関心しました。副町長、教育長、出張はどこに行ったんですか、私費で行ったんですか、公費で行ったんですか、誰に会ったんですか、何を話したんですか。厳しい質問の連続でした。前の町長は、ニュージーランドに大金を使って行きました。一つも成果が出ていません。職員が働いているときに、ゴルフの練習を一生懸命していました。これに対して、私たちは何にも厳しい質問をしませんでした。私たちは、だらしのない議員

でした。これから反省します。

今から通告に従って一般質問をしたいと思います。

1番目、小学校生徒数の減少について。2番目、サーフィンセンターの改修計画について。3番目、公共施設の利用について。

下の質問席にて、1番目から詳しく質問したいと思います。

最初に、新年度の多賀小学校、これは山本小もらしいですけど、どうも複式学級が発生するというのを保護者から聞きました。これに対して、教育行政はどのような対応を準備されましたか。お願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本年度も、多賀小学校、山本小学校は、複式学級が存在しております。こちらに関しましては、別に先生を雇い入れをして、複式学級の解消を今年度は行っております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） それほど見事に対応させていただくとは思いませんでした。これで、保護者が安心されると思います。

今、私が心配していることは、コロナが発生してから、子供の出生数が80名ぐらいです、町内が。これ考えると、この子供たちが小学校に入るときに、どんどんどんどん大きくなっていくわけですが、大体、年間に町内が80名の子供しか生まれていないとすると、小学校が480名、そういうふうには、中学校になったときは、80名掛ける3の240名、こういうことが将来的にとっても心配されます。

そこで、私は、今回は、町長が病気のことので町長に対する質問が少ないので、3項目しかないんですが、ちょっと具体的にこれを質問したいと思います。

子供が少なくなるというのは、もうはっきりしているわけです。じゃあ何するかです。これ、生徒数を増やせばいいわけです。じゃあ増やすにはどうしたらいいのか。知恵を出し合えばいいわけです。私は、そういう知恵をまだあまり聞いていないんです。

私はこう考えました。テレビで「SASUKE」という番組があります。前、議会でも言ったことがあります。前の町長のときに言いました。全く相手にされませんでした。SASUKEというのが今、世界的に広がっているんです。もし、今度の川南の中学校のようにSASUKEの施設を造ったとします。そこに何千万かかかったとしても、これは、県外から、毎日SASUKEの練習ができる人としたら、50名ぐらいの生徒が来ます。これは、今、北浦にはSASUKEのスターの長野というのいるんです。その子供が中学生です。この前、去年の暮れの番組で、第1ステージを中学生が2名もクリアしたんです。もう既にSASUKEは中学生が一生懸命になっているんです。

毎日、川南の中学校のSASUKE部で練習できるとしたら、全国から子供が来る。これやれば、この生徒数の減少やら解決できると思いますが。今、町長がいないから、副町長、どんな思いますか。（「教育委員会じゃないんですか」と呼ぶ者あり）

○副町長（河野 秀二君） そのアイデアで、正直驚いていますけど、町長が復帰しましたら、また相談してみます。

以上のお返事でよろしいでしょうか。現時点では。

○議長（河野 浩一君） 禎明君、今の質問は通告書でなかったから。だから、ちょっと通告書どおりにやってください。

○議員（河野 禎明君） それでは、2番目のサーフィンセンターの改修計画についてお伺いします。

今、役場内でサーフィンセンター改修計画は、チームがつくられて構想を練っていると聞いていますが。今、進捗状況はどのような状況でしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

進捗状況はということだったんですが、この間も議員の方々には、庁舎内のプロジェクトチームで考えた案というのを提案をさせていただきました。その後は、今現在、サーフィンセンターと伊倉浜自然公園全体の見直しということで、今、伊倉浜公園の中にちょっと私有地が入ってしまっていて、そちらの取得を進めているところでございます。それが取得ができてから、基本計画というものの策定に入りたいと思っております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） ぜひ、その私有地を取得して、このサーフィンセンターは川南を変えることができる私は大変なチャンスだと思います。私は、去年の10月、11月、毎日砂浜に行きました。それで、いろいろなところからサーファーが来てくれました。あそこでテントも張って、外国人、韓国人、フランス人、アメリカ人、外国の方もテントを張って、いろいろ話を聞きました。

そこで、せっかくこれをやる以上は、町内には、移住者でサーファーで来られた方もいます。町内でサーフィンする人もいます。その方たちの、やはりいろいろな意見を持っています。ああした方がいい、こうした方がいい、その意見を聴く場を用意してもらえませんか。お願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今後、その計画をつくっていく段階で、どのような方法になるかは分かりませんが、検討委員会なのか、例えば全体から意見を聴くパブリックコメントなのか、そういったことを含めて、様々なところから意見を聴いていきたいと思っておりますので、議員の言われるようなサーフィンをされる方とか、そういった方からの意見も当然入れていこうと考えております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） このサーフィンセンターというのは、やはりどう考えてもキャンプ場が必要になるということが想定されます。もう県外から来るわけです。だったら、休みが3日あったら、やっぱり宿泊ということが大事ですから、キャンプ場整備ということがセットでないとおかしいと思うんです。

ということになると、どういうキャンプ場が喜ばれるか、ここも大事なところですよ。やはり、今、たしか温水シャワーがないと思うんです。やはりキャンプ場ですから、日向のお倉ヶ浜のそばでは、ちゃんとサーフボードのレンタル用もあります。それからウェットスーツですかね、そういうのも貸出しもあるんでしょうね。いろいろ用意されています。そういうことも必要じゃないかと思えます。

当然、キャンプ道具のテントの貸出し、例えばバーベキューしたければバーベキューもセットの貸出しとか、そういうことも考えられると思うんですけど、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、最近キャンプをされる方は非常に多くて、キャンプ場というのが必要じゃないかという考えはもちろんあるかと思えますけど。それ以外のリース品につきましても、その計画の中でどういったものを整備していくのかというのは考えていくことなのかなと思っております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 建設的な意見を頂いて、これはいいのができるなと思えます。

そうすると、やはり中学生のサーフィン部ということも可能性が出てきます。そして、キャンプ場ができると、冬場のキャンプ場というのは、ちょっとお客さんが少なくなるんです。そこで、今流行りのサウナということも造れるといいなと思えます。

また、サーフィン体験教室ですかね、これをちょっと考えてみました。これをやって、男女の出会いの場、これも発生するんじゃないかと思えます。

そして、あそこでキャンプをしたら、面白いことが起きるんです。お父さんはサーフィンをします。また、小さい子供さんとかお母さんがサーフィンするとは限らないんです。その小さい子供さんとお母さん、中学校のそばにSASUKEがあったら、SASUKEに行きたいと言います。となると、県外の方は、川南のキャンプ場、サーフィンセンターのキャンプ場は、サーフィンができるぞ、あそこにSASUKEもできるところがあるぞと。これだったら、川南という町は全国でも魅力のある町になるんじゃないかと思えます。

通告を外れるといけないので、ここはちょっと、いろいろ意見を聞くと、サーフィンセンターの下にカフェを造ってくれんかという、土曜、日曜、祭日限定、そういう意見もありました。それもいいなと思えました。

サーフィンセンターを終わります。

次は、3番目。老人福祉館が護国神社のそばにあるんです。これが、取り壊されるんじゃないかという心配をしている声があるんですけど、どうでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの御質問につきお答え申し上げます。

おっしゃいました老人福祉館は、地域のコミュニティーの拠点として昭和47年度より町民の方たちに利用されてきております。しかしながら、既に耐用年数を経過して安全性の確保が担保できないということから、川南町公共施設等総合計画の中で用途廃止としたものです。

ですので、さらにこの施設を利用するということは、危険が伴いますので、今のところは考えておりません。

以上です。

○議員(河野 禎明君) 危険な建物にちょっと該当するということは、私たちも考えていませんでした。耐震構造とかすれば、長寿命化みたいなので使えるのかと思いましたが。それができないとなると、今ちょっと、私が、もしできるなら老人福祉館を利用して、川南というのは落下傘部隊という、全国でも数少ないことが、落下傘部隊の発祥の地と言われているんです。

それを、やはりいろいろな資料があると思うんです。写真もあるだろうし、いろいろな、落下傘部隊のとき使われたものもあると思うんです。それをどこかに展示して、小中学生が来て、川南の歴史を学べる歴史資料館、そういうものがあつたらいいなと思います。

しかし、本当に危険な建物であるとしたら、壊して、またあそこに、今、鉄筋では高いから、木造でいいから、歴史資料館みたいなのをぜひ考えていただけたらと思いますが。これは、副町長では駄目でしょうか。

○副町長(河野 秀二君) 今ここで即答できるものではありませんので、申し訳ありませんが、返事できません。

○議員(河野 禎明君) 町長がいないので、残念ですが、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(河野 浩一君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時00分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、田中宏政君に発言を許します。

○議員(田中 宏政君) 議場の皆様、こんにちは。大トリを務めさせていただく田中です。よろしくをお願いします。

では、通告書に基づき質問させていただきます。

まず、小中学校の学力向上について、その中から学力向上施策について教育長の考えをお伺いいたします。

そのほかの質問においては、質問席にて質問をさせていただきます。

○教育長(長曾我部 敬一君) ただいまの田中議員の質問について答えさせていただきます。

令和5年度川南町教育委員会の方針、「ふるさと川南愛し、未来を拓く、心豊かでたくましい川南の人づくり」とうたわれております。その中で、重点目標が5点ございます。

1、タブレット端末の利用・活用。2、外国語教育の充実。3、読解力の向上。4、教員の資質の向上。5、新設中学校設置に係る準備。

先ほど議員のおっしゃることというのは、全部関連しているんですけども、教員の資質向上についてかと思えます。

各学校、小学5校、中学2校、7名の学校においては、先生方、一人一人の子供の資質・能力を発見、発掘して、一生懸命一人一人を伸ばされております。

それから、各時間時間、子供たち、きめ細かな、分かる授業等々を、一生懸命、学校挙げて、研修会等々、あるいは校内、あるいは校外に出て、いろんな研修を行って、資質向上をしているところです。

そこで、田中議員のおっしゃっていることは、小学校の学力についての向上ということなので。

学力の定義というのは、知育、徳育、体育で定義づけられています。その中で、恐らく、知力、学校の偏差値の伸長だということで答えさせていただいてよろしいでしょうか。

私の理論、考えだと、乳幼児期から6歳まで、これを第1ステージ。それから小学1年生から小学6年生まで、要するに小学校の教育です。これが一くくり。それから、中学に入りますと、中学3年間、それを踏まえて、特に、中学に入りますと、教科が教科担任制、それから活字が小っちゃくなり、各教科ページ数も増えます。

そこで、私の言いたいことは、学校の先生方が分かる授業、きめ細かな授業、一生懸命されても、それだけでは解決できない問題があるんです。家庭教育なんです。学校と家庭が連携しながら、子供たちを育てていく。特に、中学のほうは教科担任制で、それで、こういう事を私は申し上げたい。各学年、プラス1、中学1年生だと最低限家庭学習が2時間必要だ。中学2年生だとプラス1時間で3時間。それから、3年生はプラス1時間で4時間、最低家庭学習しないと、それは偏差値50、中間の生徒が最低そのくらいの時間が必要だということ。それを定着させるということ。だから、それを1日の計画、それから1週間、1か月、3か月を通して、要するに家庭教育を充実、定着させるということ。それをしないと、今までずっと先生が一生懸命教えてくださって、やっぱり予習復習というのが非常に大切である。その復習に対して、できてない。だから、学力が上がらない。それを定着すれば、私は偏差値は上がると思うんです。学力つくと思うんです。

それには、まず、私がここで最初のほうに教育長の方針ということで、学校という、校長先生、教頭先生、職員、PTAを含めて一つの組織、それから家庭、保護者、子供、取り巻くおじいちゃん、おばあちゃん、家庭の組織、それから教育委員会、教育長、教育委員、それから教育課長さん、16名のスタッフの組織、それから地域のいろいろ交通整理とかされている4つの組織が連携・協力しながら、一方方向を向いて子供たちを育てていくというのが私の信条、信念です。今でもそのように思っております。

その中での、特に、この場だと教育委員会と学校の連携が密だと思うんです。それには、

まず校長会とか、小中連携校長会、教頭会等々では、そのことをこのように、学校のほうもそのようにされていると思うんですけども、それプラス声を大にしてやっているけれども、学力は上がらない、なぜだろう。私は、そういうことを定着させる。まず、親御さん、勉強しろ、勉強しろ、あるいは勉強しろでは、どのようにして勉強してよいか分からない。そういうことを計画を立てて、その子供の能力に応じた勉強の仕方ということを早く発見しながら、それで、学校で子どももそのように、もう既に、各校長先生には、校長会のときにはお願いしております。まだしたばかりなので、この継続、これが来年、あるいは3年後、5年後あたりに、そういうことで川南町の子供たちは、まず児湯郡で偏差値が上がったよ、その次には宮崎県で一番になる。それから宮崎県、そこまで行けば、宮崎県ははっきり言って、学力、小学校は全国33位、それで中学は42位、ほとんど全体的に比べたら、知能、そういう知育という点で劣っているので、そこあたりまで、少なくとも、今、石川県とか各ところあたりが、そういうところで、いろんな方法をつくって施策をしながら頑張っているやに聞いております。そういうことを含めて、今から頑張らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ありがとうございます。児童には様々な児童がいます。学力が高い子、低い子、家庭環境も様々であります。川南の全ての児童が学力を向上していける環境づくりが必要であります。そのためには、先ほど教育長が言われました、学校、家庭、地域、教育委員会を含めた自治体と多方面からの指導・教育が必要であり、それぞれ、協働し、児童が学力を向上していく施策を展開していくべきであります。

次の学校間連携について行きます。学校間連携について、川南町での取組をお伺いしたいと思います。

学校間連携に、チェーンスクールという考え方があります。小規模校を維持、複数の小規模校をチェーンで結ぶ、ネットワークで結ぶ、各学校の人的・物的資源を相互に活用し、多様な学びを保障する、経済効率性と教育多様性を同時に追求する考えであります。また、一定のエリア内の複数の校地、校舎に学園の各学校学級を設置し、教員の学校間ネットワーク、児童生徒の学校間ネットワーク、学校運営に関わる学校間ネットワーク、これらにより人口減少地域における学校、学級を維持するシステムであります。

このシステムに巡回指導システムや統括校長制度を導入し、小規模校を単独で維持する場合と比べ、コスト改善を図り、維持することが可能になります。

川南町でもこのチェーンスクール制度を導入すべきだと思いますが、どのように思われますでしょうか。見解をお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

チェーンスクールの導入についてということで、考えてはいないかということですけど。

なかなか日本の学校の制度でとって、そういうものを設置するというのは、一足飛びにやれるというふうには考えておりません。

ただ、先ほどからありますように、小規模校が連携して、そこの持っているいろんなものを共有しながら学校のあれを高めていくというのは非常に大事な考えだと思います。

川南町におきましては、ニューフロンティア教育研究会というのを設置して、学校間の連携についてということでやっております。こちらのほうが、町内の小中学校が課題を共有して、連携を図りながら教育課程の編成等行うような話合いをして活動をしていただいております。こちらの部会のほうが、現在10の部会、今後編成をするというお話もあっているんですけど、設置して、それぞれで先生たちでどういうふうにしたら連携が図れるかというのは研究していただいているところです。

特に、小学校と中学校の連携、小学校から中学校の教育にスムーズに入れるようにということで、そういったことに関しても研究していただいているところです。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 多賀小学校と山本小学校、東小学校が随分と児童数も少なくなっていると思うんですが、そのあたりで、修学旅行等で共同して行かれているという話を聞いたんですけども、そのほかの取組があればちょっとお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、修学旅行については、山本小学校と東小学校、それから多賀小学校と通山小学校でということで連携をしてということで計画されているところです。ちょっと一部、インフルエンザの影響で実施がかなわなくなった部分もあるんですけど、今後もそういう活動については一緒にやっていけるようにというふうに考えております。

その他の活動がないのかということなんですけど、ちょっと現在どういうのがあるのかという細かいところを把握しておりませんので、その辺もまた把握した上で御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 従来の学校教育の標準から脱却し、ネットワーク間によるコスト削減と相互交流による新たな付加価値創出という考えに立って、人口減少社会における学校教育の在り方の展望をしていってほしいと考えます。

次に行きます。次は、低学力層のケアになります。

低学力層の子供たちの学習意欲を奮起させる授業の工夫や基礎学力を定着させることが必要であります。小学生時に低学力の生徒は、中学生になっても低学力の生徒になるというそういう傾向があります。このことから、小学生からしっかりと基礎学力を身につける必要性があります。

教員の研修・研究を推進し、教員の指導力を高め、また授業を改善していく必要があると思います。

また、ICTを活用し、分かりやすい楽しい授業を推進しなければなりません。

それと、また補助指導員と学習支援ボランティアの導入を進めていただきたいと思います。

が、このことについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、教育、授業の研究でということなんですけど、川南町では、川南町教育研究所というのを設置しております。こちらのほうで、小中学校の教員の資質向上、それから目指す、目標とする授業の研究、それから教養を積む場ということで、お互いに切磋琢磨していただいて勉強していただいております。

具体的には、いろんな話をさせていただいた上で目標を立てていただいて、それに基づいてということで、授業も組み立てて、それを相互に見て、その上でいろんな研究をするという内容になっております。

本年度も非常に意欲高く取り組んでいただいて、この間、研究所のほうも最後の閉所式が行われたところなんですけど、非常にいい成果が上がっているように思っております。

それから、学習指導サポーターなんですけども、令和6年度から学習支援サポーターとして、両中学校に各1名ずつ配置をするということで、予算のお願いをしているところであります。まだ小学校についてはちょっとそこまで行っていないんですけど、今後、学力向上の支援体制ということで整えてまいりたいと思います。

あわせて、学力のそういう支援をするボランティアの導入ということなんですけど、こちらのほうも、どのようにしたらボランティア、そういうのが導入できるかというのを調査・検討して、ちょっと前向きに検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） なかなか現代の難しさと、生徒指導に関して難しさがあると思います。先生たちも御苦労していると思うんですけども、授業中、歩き回っている生徒がいるとか、そういうことをただ聞きます。それによって、周りの生徒がそれに促されて、学力の低下につながっているという状況があると思います。そういうことをなくすためにも、担任の負担を減らすという場面も考えても、補助指導員、学習支援ボランティアの導入を進めていただきたいと思っております。

また、先ほど同僚議員の質問、答弁で、中学3年生を対象に公営塾を行っているということをお聞きしたんですけども、中学3年生だけでなく、小学生にも枠を広げてもらって、低学力の小中学生を対象に、教員志望の大学生や教員OBなど地域住民の協力による学習支援をしていただきたい。土曜学習とか放課後学習、そういう取組をしていただけると、低学力層のケアにつながるのではないかと考えております。

大分県の豊後高田市では、学びの21世紀塾という取組を行っております。その中身は、寺小屋講座、パソコン講座、夏季・冬季特別講義など、様々な事業に取り組み、県内学力ワースト2位だったそうなんですけども、そこが8年連続1位ということになったそうです。

そういう取組をする自治体としていない自治体に差が今後広がっていくんじゃないかということをお危惧しております。それなので、放課後子ども教室とか土曜課外授業とか、そうい

う取組をして、地域の大学生とか教員OBの力を借りて、そういう事業の取組にも行ってほしいと思っておりますけども、それについて見解をお願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中学3年生を対象にしている公営塾、このような取組を小学校にも広げられないかということですけど。公営塾という形というのが、なかなか公費で塾を設置するというのはなかなかまれな取組ではあるところですが。ただ、こういう形ではなく、先ほどから議員がおっしゃっているような、いろいろそういう支援をしてくださる方を募って、放課後、そういった時間に学習の機会というの、ちょっとまだ今のような形ですればというのが頭の中でしっかり組み立っているわけではございませんけど、今後、何か学力向上のためにできる取組はないかというのは、調査検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 低学力の生徒を低学力のままにせず、このような取組により学習習慣の確立や基礎学力を定着させる必要があります。低学力で学習が遅れがちになれば、不登校になる可能性が高くなると思います。また、高等学校進学率の低下も危惧されます。このような取組をしている自治体としていない自治体では格差が生まれている状況なので、そうならないためにも早急の学力向上の施策を期待しております。

次の質問に行きます。英語力向上のために授業改革が必要ではないかということをお聞きます。中学校の授業は基本的に英語で行う。小学校に関しても、高学年の生徒に関しては基本的に英語で行っていくようにするというように授業改革をすれば、英語力が向上すると思いますが、見解をお願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

中学校において、英語での授業を取り入れたらどうかということですけど。現在、ALT、英語の補助的に指導する教員として2名の外国人の方に来ていただいているところです。こちらのほうが主導的に授業をするという立場より、どちらかというサポートしていただいて、発音なり、英語を発音して復唱させてということで英語を身につけさせるような役割でやっておるところです。先ほど御提案いただいたような、主導的に英語で授業をやってというところまではなかなかまだ至っていないのかなと思っております。英語指導に関しても、先生のやっばりスキルによる部分もありますので、具体的に早急にやりますということとはなかなか、こちらで決めてやるとか言えないところであるんですけど、さらなる英語力が向上するようにということで、努力のほうは続けていきたいと思っております。また、あと英語に関する取組でいうと、こちらは何度も申しておるところなんですけど、英検のほうを公費で受けられるようにということで、中学校、それから小学生については英検ジュニアを受けられるようにということで、公費で補助する制度のほうも実施しております。こちら、ちょっと具体的に外国語がしゃべれるようにとかいうところにつながるかどうかは定かではない部分もございますけど、英語の勉強をしようという意欲向上にはつながっているというふう考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 英語の授業を全て英語で行うというのは、なかなか初めのうちは難しいと思うんですけども、初め10分ぐらいから10分間だけ限定で英語を使うという、そういう授業なら可能ではないかと考えるんですけども、それから少しずつ長くしていく、そういう形にしていけば可能ではないかと思えます。最初から全て45分間ですかね、その全て授業を英語で話すんじゃなくても、10分間だけ、15分だけ、20分だけ、どんどん延ばしていけば可能になるのではないかと思えます。それに、またALTを交えてネイティブな英語を取り入れると、なおよくなると思われます。

都城市の取組なんですけども、平成24年7名だったALTを令和5年度には25名まで増やしております。ネイティブな英語に触れながら学習するのが目的なんですけども、このネイティブな発音というのは非常に大事で、初めのうちはなかなか聞き取ることができないと思うんですけども、慣れたら、英語耳になれば、そのうち徐々にですけども理解していくことができる、そのように。私も海外の経験が結構あるんですけども、初め1か月、2か月はなかなか英語に慣れずに言っていることが理解できない状況なんですけども、2か月過ぎたぐらいになると、徐々に英語、何を言っているのか分かると。徐々に分かってくるということがありましたので、ネイティブな発音に慣れるという機会を増やすというのも英語力向上につながると思えます。ぜひ、ALTの増員ということも考えていただけないでしょうか。

次に行きます。生徒の英語力の検証のため、先ほど言われていました英語検定、英検のほうですけども、そういう取組をされているということなんですけども。外部検定試験を活用することも大事だと思います。

また、英語力の検証のために、町内の英語弁論大会とか、英語の論文大会、そういう町内で開催するのも面白い取組じゃないかと思えます。優勝者には、その弁論大会の、今現在来ているALTの実家、ふるさとにホームステイするというのがちょっと面白いと思ったんですけども、そのあたりどうでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

英語の弁論大会については、町の大会があって、県の大会につながるような大会は現在も実施されているところです。こちらも、ALTの先生も積極的に関わっていただいて、一生懸命取り組んでいただいているところです。

それと、学校の文化祭がございます。私、息子が唐瀬原中学校に行っている関係で、この間行って来たんですけど、この中でも英語の発表とかそういう機会もございます。

そういう発表の機会があることで、英語力というのも上がっていくと考えておりますので、ぜひ、こういう取組がさらに広がるようにというふうに努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 英語弁論大会というのは、中学生だけですかね、小学生もでしょ

うか。

○教育課長（三好 益夫君） 開催されていたものは、中学生を対象にということで行われております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ぜひ、小学生のほうも枠に入れていただけると、英語力向上につながるんじゃないかと思います。

前回の議会でも話したんですけども、中学3年生の英検3級以上取得率が全国49.2%なんですけども、川南町が33.55%という、かなり低い数字と思われます。この数字をできるだけ早く全国平均まで持って行って、そしてさいたま市が86.6%という神がかった数字になっておりますので、できればそこに、さいたま市に追いつくように英語力の向上を進めていってほしいと思います。

次に行きます。次は、複式学級についてです。

複式学級とは、異なる学年を一つの学級として指導する形態であるから、児童数が極めて少ないこと、学年によって児童数にばらつきがあるなどの事情によって、やむを得ず取られる学級形態のことです。1人の担任が複数の学年の児童生徒を指導することは、授業準備や教材研究においても2学年分が必要となるなど、教員の負担は大きく、解消を望む声は少なくないということです。

川南町では、多賀小、山本小学校、川南東小学校と児童数の減少が見られるため、今後、複式学級になる可能性があるのか、そしてそのようになったときにどのように対応するのか、見解をお願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

次年度においては、多賀小学校の2年生と3年生、それから山本小学校の3年生と4年生が複式学級になる予定になっております。

先ほど、河野禎明議員の御質問の答弁で、現在、複式学級が解消されていますということ御答弁させていただいたんですけど、本年度は、学級担任をそれぞれ持つ形でということで雇用を行っていたんですけど、次年度は、授業を別にすることで、授業だけ行う先生というのを別で雇い入れをして、教育面における複式学級、同じところで2学年一緒に授業するというのはいないような形で解消ということで予定をしております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 担任を1人置いて、授業を2人で行うということによろしいでしょうか。分かりました。

先ほどのチェーンスクール、そういう取組や先生の学校間ネットワークを強化して、できるだけ複式学級にしないような施策に期待しております。

次に行きます。次は、農業振興についてになります。

これまでの耕作放棄地への取組と成果をお聞きしたいと思います。これまで取り組んだこ

とがあれば、お願いいたします。

○農地課長（大山 幸男君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

これまでの耕作放棄地への取組ということでございますが。

令和4年度末現在、耕作放棄地の面積は51.3ヘクタールとなっております。また、荒廃農地の面積は68ヘクタールとなっております。

農業委員会では、利用状況調査、農地パトロール、利用意向調査等を実施しまして、また多面的機能支払交付金制度、農地中間管理事業等を活用いたしまして、耕作放棄地の発生防止、解消に努めておるところでございます。

しかしながら、耕作放棄地の発生原因が、高齢化による労働力不足、作物価格の低迷、土地持ち非農家の増加、所有者の死亡による相続問題、傾斜地や湿地など自然条件が悪い土地であると等いろいろな要因があり、解決には苦慮しているところでございます。

以前の川南町農業委員会の取組といたしまして、平成25年から耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用いたしまして、川南町農地活性化プロジェクトを立ち上げ、農業委員会が主体となって荒廃農地の再生利用を開始し、ソバ、サツマイモ、モチ米の作付を102ヘクタール行ったことがございます。定植や収穫作業は小学校も交えて行われ、放課後子ども教室と連携した食育プログラムとして教育委員会の年間行事にもなっていたようでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は中断されている状況でございます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 令和4年度の68ヘクタールの荒廃農地に関してなんですけれども、この荒廃農地というのは再生困難な荒廃農地なのか、再生可能な荒廃農地なのか、どちらでしょうか。

○農地課長（大山 幸男君） 荒廃農地につきましては、令和3年度は147ヘクタールあったわけですが、令和4年度に79ヘクタール落としまして68ヘクタールということで、非農地判断というのを農林水産省のほうより徹底しなさいということで指導がございまして、農地法第30条に基づく利用状況の調査等を行いまして、非農地判断として落としているような状況でございます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） この51ヘクタールというのは、耕作可能な耕作放棄地ということではよろしいでしょうか。

○農地課長（大山 幸男君） 耕作放棄地については、まだ耕作可能なところもありますし、状況によってはもう非農地判断をせざるを得ないようなところもあろうかと思えます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 耕作放棄地というのは、病虫害や鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害、廃棄物の不法投棄などの要因になり、将来にわたり優良農地確保や有効利用を図るための耕作放棄地の発生防止や解消対策のために進めなければなりません。また、耕作放棄

地の検出、管理を行うことは重要となります。

昨日、同僚議員が、耕作放棄地にサツマイモを栽培し、焼酎開発をし、販売するということを言われましたけども、私もその意見に同感し、ぜひ事業を進めていただきたいと思います。

焼酎芋に関しては、焼酎を販売可能本数分に関しては確保して、それ以外に関して、霧島酒造さんとかそういう大手の酒造メーカーに出すことが可能ということをしてJAのほうに確認を取りました。

また、赤芋に関しても芋菓子の商品開発とか、いろんな需要があります。赤も白も需要があると考えますので、そのサツマイモの栽培というのを進めていただきたいと思いますけども、そちらについて見解をお願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

サツマイモの栽培についてということなんですが、昨日も答弁したとおり、焼酎用で地元で使う分については、なかなか量的に限られてくるなというふうに考えておりますが、今、議員が言われたように、JAのほうでも取扱いができるということであれば、JA等とお話ししながら進めていきたいなと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） できない理由は考えるんじゃなくて、できる手段を考えて模索していただきたいと思います。

次の質問に行きます。次は、農家の高齢化問題です。令和2年の基幹的農業従事者数のうち、65歳以上の農業従事者は全体の70%となっております。その一方、49歳以下の若年層の割合は11%となっております。川南町でも同じように農家の高齢化は進んでいると考えられ、喫緊の課題だと思います。JA尾鈴の各部会を見てみますと、大玉トマト部会では、60歳以上が約70%、いちご部会では60歳以上が56%、ニラ部会では52%、南瓜部会では76%となっております。このように高齢化が進んでいるんですけども、しかし、食生ピーマン部会を見ますと、60歳以上が約17%しかないんです。49歳以下が66%となっております。このピーマン部会の高齢化が進んでいない要因というのは分かりますでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

2020年に実施された農林業センサスにおいても、本町の農業従事者の約46%が65歳以上というデータもあります。今、議員が言われたように、町内のピーマンの農家が若いのはなぜかということなんですが、本町では、県内でも早い段階で若い担い手を育成するために、トレーニングハウスを利用した新規就農者の研修事業に取り組んでおります。平成30年度の第1期生の受入れから、令和6年3月現在時点で24名を受け入れております。そのうち20代から40代が21名ということになっておりまして、農家の若返りの一翼を担っているというか、これが原因だというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） トレーニングハウスというのが、すごく重要になってきております。簡単に、川南町の取組であるトレーニングハウスが新規就農機会を増やして、高齢化問題にも大きく貢献しているというのが見て取れると思います。

それが、今年7月の入校者で最後になるということをお聞きしたんですけども、その理由をお聞かせください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

一応、令和6年7月に7期生が入る予定になっております。一応、ピーマンに関しては、ここで一度見直しというか、いうふうに考えております。なぜかと言いますと、まず、一つは、先ほど言われたように、もう既にもととのピーマン部会の人数よりもトレーニングハウスを卒業した新規の方のほうが数が増えています。若返りが図られたわけですが。ある程度の数量も確保が今できているということが一つ。あと、どうしてもトレーニングハウスをやっているのが、国庫事業を利用しまして、あと町とJAとで助成しまして、建てたハウスをリースをするという形にしております。なので、新規就農の方でも最初の導入のコストが安く抑えられるということで、収支計画が十分立っておるとこなんです。

ただ、国庫事業も、今6年間利用させてもらった関係であるとかでなかなか事業が取りづらい状況もあります。また、ハウスの値段が、始めた当時とするとかなり上がってしまっていて、さらに重油の値段、あと各種資材の値段というのも上がってございまして、当初始めたほどの収益はなかなか難しくなってきております。それでも、まだ収益は上がっておるとは考えておりますが。今後、ピーマンが、国庫補助事業を使うと非常に高いハウス造らなくちゃいけないというところもありますので、今後については、品目を含めて、違う形で新規就農者を募る方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ニラとかイチゴというのは、それほど強化ハウスが必要ではないんです。なので、その辺で、ちょっとピーマンに比べて、半額までは行かないと思うんですけども、それぐらいのコストでハウスが建てれますので、そのあたりの品目で考えていただけるとよろしいかと思われまます。定住者促進とか農家の高齢化問題など様々な効果、効能というのがトレーニングハウスにはあると思います。ぜひとも、このトレーニングハウス事業というのを継続していただきたいと、絶対に継続していただきたいと強く、強く思っております。

次に行きます。次は、保育園一時預かり事業補助金返還についてお聞きします。補助金返還の原因究明とありますけれども、昨日、同僚議員の質問に同じような質問がありましたので、同じ質問をするのはあれかなと思われまますので、次の保育園への対応をお聞きしたいと思います。この問題が発覚してから、私は保育園側から何度か意見を聞いておりました。県側から指摘され、保育園に説明されたときは、何か保育園が要件を満たしていないのに間違って申請したという町側の説明だったみたいです。園側がそう取ってございました。

その後、3年前の町が保育園側に送ったメールが出てきまして、そのメールを見せたところ、急に態度変わって、謝罪されたという認識だったんですけども。そのメールが出てこなければ保育園に責任をなすりつけようとしていたのか、お聞きします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの田中議員の質問についてお答えいたします。

保育園への対応については、補助の対象ではなかったことが分かった時点から数回にわたって丁寧に経過の説明を行っております。その中で、保育園側が悪いというような説明をした覚えはありません。経過と、それと実際今どこまで進んでいるのか、事実のところの説明はしておりますが、一方的に保育園側が悪いということは言っておりません。

そして、謝罪についても、会話の中で謝罪はしておりますが、改めて申し訳ありませんでしたと言ったのが、たまたまそのメールを見せていただいたときだったと今記憶しております。ですので、謝罪の時期が悪かったというふうに園のほうの不愉快な思いをしたのであれば、申し訳なかったと思っています。

以上です。

○議員（田中 宏政君） そのメールが出てきて謝罪したとき、その日、何月何日何時頃、どこでされたのか、お聞きします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 田中議員がおっしゃっている保育園を聞いておりませんので、多分そうかなということでお答えしてよろしいでしょうか。

令和5年12月21日と25日、すいません、どちらかの日に分けて訪問しておりますので、21日か25日に返還の説明を行ったときのことだと思います。

以上です。

○議員（田中 宏政君） ちょっと失礼な質問をして、すいませんでした。いつされたかというのは、記憶大体ないと思うんです、正直言って。どちらか大体そのぐらいだなと。人の記憶ってそんなもんなんです、多分。私も何度も園長先生と話したんですけど、いつ、何月何日の何時頃話したかというのは全く記憶ないです。何回も話していますけど。そんなもんです、人の記憶なんて。先ほど何時何分頃、昨日か、同僚議員のほうがつこく言われていましたけど、何時何分にどういう話をしたかと、誰とどのような話を、ほとんど記憶ないと思います。多分そうだと思います。私が先日話したから、ある程度情報に出していたんで準備されていたかなとは思いますが、人の記憶というのはやっぱりそういうもので、なかなかこういう大切なことを話したことでさえも曖昧になってしまうという、そういう思っております。

次に行くんですけども、保育園側から聞いた話なんですけども、3年前、補助金の申請のときに、該当しますと、町側から説明があったという話なんですけども、そのときに、ほかの自治体は該当してないんですけど、そういう補助の説明がないんですけども、この補助は大丈夫なんですかと当時の担当者に聞いたところ、その担当者は、ほかの自治体がこの補助を知らないだけですと。この補助を知らないからほかの自治体は補助金の申請を保育園に話

していないという説明だったみたいです。そのときですけど、ほかの自治体なり県の担当者に確認していれば、このような結果になってなかったんじゃないかと思うんですけども。半ば、その後、強引に申請を進め、3年後には801万を返還しろということになって、保育園側は詐欺に遭ったような、被害者になったような気がしております。それなのに、なぜか町側の誠意が見られないと、保育園側は言っております。

副町長、誠意って何ですか。

○副町長（河野 秀二君） 気持ちを込めて相手におわびするというのが、この時点での誠意かなというふうに思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 誠意とはということでよろしいのでしょうか。

そのときの事項について、きちんと理解をして、その上に立って、悪いことだったら悪かったというところをきちんとお話をすることだと思えます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 園側にはそういう対応を取って謝罪します。そういう気持ちで接しましたか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 当時といいますか、11月から返還が発生したと分かったときから、今の担当者と一緒に数回にわたり説明をさせていただき、謝罪もしております。ですので、福祉課としましては誠意を持って対応したというふうに思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。保育園の、それから補助金返還になって、そういう県から指摘があった後、保育園側というのは、やっぱり園長が理事長に説明し、弁護士等に説明し、相談し、いろんな労務、お金も発生しております。

その上でなんですけども、町側から支払いの請求が届いたとお聞きしたんですけども、請求金額はどのように算定されたのか、お聞きします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 請求金額につきましては、国に返す分と県に返す分と町が負担した分、その分を請求金額として提示しております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 園側は、弁護士をとかり理事長に相談し、理事長に、多分距離が離れているので、そういう労務、会って話すとか労務がすごくかかっております。その辺を含めて、そういう金額になったということでもよろしいでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 園側のほうも弁護士を入れて御相談したというふうに伺っております。その上で、国に返す分、県に返す分、町に返す分を返還いたしますというふうに聞いております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 園側もそこまでそんな怒っては今現在いないんですけども、仕方ないよねと、半ば諦めている状態。あと、これまでいろんな補助等でお世話になった部分が

あつて、逆に感謝している部分もあるんで、これからがまた大事だと思います。すごく迷惑をかけたという気持ち、誠意を持って接してほしいと、園側に、4か所になるんですかね、中央保育所を除いては4か所になると思うんですけど、全ての保育園側にそういう対応、誠意を持って接してほしいと思います。

今回に関しては、当時の担当者の責任ではないと私は思っております。問題の不備を見つけることのできなかつた組織の責任で、福祉課全体、川南町役場全体の責任であります。初めて補助金を申請するときには、2名以上で取り組み、その後、課内でしっかりと協議して進めていってほしいと思います。分からないとき、不安に思ったときは、必ず県の担当者、その上の担当者、確認し進めて、周りの自治体の担当者に聞くのも手だと思うんですけども、いろんなところに聞いて確認し、進めていってほしいと思います。二度とこのような間違い、ミスを起こさないように、しっかりと胸に刻んで、しっかりと職務を遂行していってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(河野 浩一君) 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後3時00分閉会
